

Alipay+ Core 規則：

主規則

2022 年 10 月

Alipay 

©アントグループ 2022年 無断転載禁ずる。

本書は秘密情報であり、秘密保持条項の適用対象である。本書のいかなる部分も、Alipay Connect Pte. Ltd.の書面による事前の許可なく、複写又はインターネット若しくはイントラネットへの掲載を含むいかなる形式又は方法によっても複製されてはならない。

発行地：シンガポール

目次

見出し	ページ
第 1 章：サービス及び参加	1
第 2 章：パートナーのビジネス要件	4
第 3 章：取引処理	8
第 4 章：清算及び決済	11
第 5 章：手数料及び税金	15
第 6 章：紛争	16
第 7 章：リスク管理要件	17
第 8 章：リスク評価	22
第 9 章：ブランディング及び広報	23
第 10 章：知的財産権	24
第 11 章：責任及び補償	25
第 12 章：停止及び終了	28
別紙 1 対応現地通貨	31
別紙 2 Alipay+ Core 各種業務ガイド	33
別紙 3 用語集	34

第 1 章：サービス及び参加

1.1 サービス

Alipay+ Core は、パートナーが世界中の消費者及び加盟店に対してよりオープンでデジタル化された包括的なペイメントサービスを提供できるようにするための、全てのパートナーとの協働イニシアティブである。Alipay+ Core オペレーターは、パートナーに対し、取引処理及び清算サービス並びに資金決済サービス、技術コンサルティング及び技術サポートサービス並びにパートナープロダクト等又は Alipay+ Core のプロモーションのためのサービス（以下、総称して「本サービス」という。）並びに本規則及びその他の参加文書に基づき、Alipay+ブランドマークを使用するための限定的な使用許諾を提供する。

Alipay+ Core オペレーターは、パートナーに本サービスを提供する際、以下に掲げる事項を行う。

- (a) 参加文書及び関連法令（AML、ABC、制裁、サイバーセキュリティ並びにプライバシー及びデータ保護に関するものを含む。）に基づく自らの義務を遵守すること。
- (b) Alipay+ Core オペレーターがパートナーに本サービスを提供するために合理的に必要となる全ての労働力、設備、施設、資料及びシステムを配備すること。

1.2 Alipay+ Core 規則

本規則は、リスクを最小限に抑え、一般的で安全かつ信頼できるグローバルなペイメントエクスペリエンスを提供することを目的としている。本規則は、Alipay+ Core オペレーターと各パートナーの間の拘束力のある条項及び条件であり、本サービスの利用及び Alipay+ Core への参加を規律するものである。本規則は、パートナーと他のパートナーの間のいかなる法的な合意又は関係を生じさせるものではなく、又は、そのようなものを証明したり、その他にパートナー間の二者関係を規律したりするものではない。

1.2.1 本規則の適用

パートナーは、自らの参加内容、自らの利用する本サービスの範囲、及び自らの営業地域に基づいて自らに適用される本規則のみに拘束されるものとする。

1.2.2 本規則のリリース

Alipay+ Core オペレーターは、定期的に又は緊急時に本規則を更新することがある。更新は、例えば、関連法令、市場慣行、技術若しくは本サービスの変更、パートナーからのフィードバックの反映のため又はリスク管理最適化のために行われることがある。本規則の更新の効力発生日及び実施日は、Alipay+ Core オペレーターによって合理的に決定され、Alipay+ Core 規則リリースガイドに明記される。

1.2.2.1 重要規則の変更

本規則の更新には、重要規則の変更が含まれており、パートナーが重要規則の変更を受け入れない場合、当該パートナーは、Alipay+ Core オペレーターからの当該重要規則の変更の通知後 30 暦日以内に Alipay+ Core オペレーターに書面通知を交付することができる。当該通知の受領後、当該パートナー及び Alipay+ Core オペレーターは、90 暦日間又は Alipay+ Core オペレーターと当該パートナーの間で相互に合意するこれよりも長い期間、当該パートナーの異議について誠実に協議する。

当該パートナー及び Alipay+ Core オペレーターが当該協議期間末までに当該重要規則の変更について合意に達しない場合、パートナー又は Alipay+ Core オペレーターは、他方当事者に解除通知を交付することができる。異議を申し立てられた重要規則の変更は、協議期間中又はいずれかの当事者が解除通知を交付する場合は当該交付から解消期間の終了までの間は、異議を申し立てた当該パートナーには適用されない。

1.3 参加及びパートナーのリスク評価

1.3.1 必要となる許可

パートナーは、参加文書に基づく自らの義務を履行するため、又は参加文書に基づく自らの権利を取得するために、関連法令に基づき必要とされる全ての免許、許可、承認、認可及び登録を保有していなければならない。

1.3.2 オンボーディング要件

パートナーは、モバイル決済パートナー及び／又はアクワイアリングパートナーとなって本サービスを利用する前に、Alipay+ Core オペレーターが満足する Alipay+ Core のデューディリジェンス審査を完了し、Alipay+ Core オペレーターと参加契約を締結しなければならない。

1.3.3 パートナーのリスク評価

Alipay+ Core オペレーターは、パートナーが Alipay+ Core のデューディリジェンス要件を充足し続けているか、パートナーが参加文書を遵守しているか、パートナーに要求する担保を調整するか、又はパートナーの要求に応じて営業地域若しくは利用可能な本サービスを拡大するかを判断するために随時パートナーのリスク評価を行うことができる。

1.3.4 情報提供及び報告要件

1.3.4.1 デューディリジェンス及びリスク評価のための情報提供

関連法令の遵守を条件として、パートナーは、Alipay+ Core オペレーターがデューディリジェンス及びリスク評価を行えるように Alipay+ Core オペレーターが合理的に要求する文書及び情報を速やかに提供するものとする。各パートナーは、Alipay+ Core オペレーターに対して、当該情報が真実、正確、完全かつ最新のものであることを常に保証、表明及び約束するものとする。パートナーは、当該情報の重大な変更又は不正確な点（疑義を避けるために付言すると、パートナーの最終的な実質的支配者又は予見可能な規制当局の取締りに関する変更又は不正確な点を含む。）を、可能な限り速やかに、かつ、いかなる場合であっても、当該重大な変更又は不正確な点を認識してから 30 暦日以内に（特定の事項又は事由についてこれよりも短い通知期間が明示的に定められている場合はこの限りではない。）、Alipay+ Core オペレーターに書面で通知しなければならない。

1.3.4.2 報告要件

パートナーは、関連法令上認められる範囲で、以下のいずれかの事由の発生を速やかに Alipay+ Core オペレーターに通知しなければならない（また、関連法令の遵守を条件として、Alipay+ Core オペレーターが要求する関連文書又は情報を提供しなければならない）。

- (a) パートナーの資産、事業若しくは業務の全部若しくは重要部分の処分又は当該処分への合意
- (b) 参加文書に基づく自らの義務を履行するパートナーの能力に悪影響を及ぼす可能性のあるパートナーの事業のいずれかの部分の業務再編
- (c) パートナーに関する支払不能事由

1.3.5 Alipay+ Core オペレーターによる表明の不存在

本規則のいずれの内容も、パートナーとして承認された者が Alipay+ Core オペレーターのデューディリジェンス要件を満たしていることを、Alipay+ Core オペレーターが表明するものではない。Alipay+ Core オペレーターによって行われるオンボーディングデューディリジェンス又はリスク評価は、法的又は専門的な助言ではなく、Alipay+ Core オペレーターによって審査された文書、手順又は方針を保証するものでもない。Alipay+ Core オペレーターは、当該評価を新絵するために、第三者に依頼することができる。

1.3.6 担保

全てのパートナーを潜在的なシステムリスクから保護するため、オンボーディングの前又は後のリスク評価に基づき、Alipay+ Core オペレーターは、パートナーに対し、Alipay+ Core オペレーターが参加文書に基づくパートナーの支払義務の履行の担保として維持するための現金を提供するよう要求することができる。Alipay+ Core オペレーターは、パートナーに関するリスクエクスポージャーに重大な変更があったと Alipay+ Core オペレーターが合理的に判断する場合、担保を見直し、調整することができる。パートナーは、少なくともサービス提供開始日の 7 日前まで又は Alipay+ Core オペレーターからの書面の通知を受けてから 7 暦日以内に、Alipay+ Core オペレーターから指定された銀行口座に必要な担保を送金しなければならない。

1.3.6.1 担保の引落し

パートナーが、参加文書に基づく支払期限が到来しても当該支払義務を履行しない場合、Alipay+ Core オペレーターは、パートナーの担保残高からこれに対応する金額を引き落とす権利を有し、当該引落額は、その範囲で、未払額に関する Alipay+ Core オペレーターに対するパートナーの義務の履行として扱われるものとする。Alipay+ Core オペレーターは当該引落しをパートナーに通知し、パートナーは、当該通知の受領後 1 現地営業日以内に少なくとも当該引落額と同額の追加の担保を差し入れなければならない。

1.3.6.2 担保額に関するパートナーの表明及び保証

担保を提供するパートナーは、自らが行う担保の差入れが自らの資金のみによるものであること及び関連法令（AML 法令を含む。）又は自ら若しくは自らの資産を拘束する契約上の義務に違反していないことを担保の各送金日に表明及び保証する。

パートナーは、Alipay+ Core オペレーターに送金した担保に関して、パートナーの唯一の権利及び利益が第 1.3.6.3 号「担保の返還」に従って、パートナーの参加契約の終了後の担保残高（もしあれば）に相当する金額を受領することであることを確認する。担保として受領される金額に関しては、利息が発生したり、Alipay+ Core オペレーターによって利息が支払われたりすることはない。

1.3.6.3 担保の返還

パートナーの参加契約の終了後、解消期間の終了後 30 暦日以内に、Alipay+ Core オペレーターからパートナーに対して、担保残高に相当する金額（もしあれば、第 1.3.6 項「担保」に従って控除することができる金額を控除した後の金額）が支払われるものとする。

1.4 関連法令及び本規則の遵守

1.4.1 パートナーの義務

パートナーは以下の両方を遵守するものとし、かつ、その利用者、加盟店、間接的アクワイアリングパートナー及び代表者（該当する者）のそれぞれをして以下の両方を遵守せしめるものとする。

- (a) 本サービスのアクセス及び利用並びにパートナープロダクト等の提供又は使用（該当するもの）に関連して、関連法令（AML、制裁、ABC、輸出入管理、サイバーセキュリティ及びプライバシー・データ保護に関するものを含む。）並びにスキーム要件を遵守すること
- (b) 参加文書の条項に沿って行為するものとし、参加文書の条項に違反せず、パートナーに参加文書の条項に違反させないこと

パートナーは、参加文書に基づく自らの義務を遵守する自らの能力に関係する、又は悪影響を及ぼす可能性のある関連法令又はスキーム要件にパートナーが重大な違反をした場合、速やかに、かつ、いかなる場合も 5 現地営業日以内に Alipay+ Core オペレーターに通知しなければならない。

1.4.1.1 パートナー契約

間接的参加契約及び加盟店契約には、実質的に、間接的アクワイアリングパートナー又は加盟店（該当する場合）に対して適用ある本規則及び関連法令の遵守を求める文言が含まなければならない。

Alipay+ Core 規則：主規則

さらに、パートナーは、利用者、加盟店、間接的アクワイアリングパートナー又は代表者（該当する場合）との間で締結する契約又は取決めに参加文書のいずれかの条項に違反又は違反するおそれのある内容が含まれないようにしなければならない。

1.4.2 関連法令及び参加文書

関連法令は、相互矛盾する範囲で、参加文書に優先する。

第 2 章：パートナーのビジネス要件

2.1 一般的なビジネス要件

2.1.1 営業地域

パートナーは、Alipay+ Core オペレーターに登録済みのパートナーの営業地域でのみパートナープロダクト等を提供するものとする。

2.1.2 国内取引

パートナーは、Alipay+ Core に国内取引を提示する前に、Alipay+ Core オペレーターに対し、関連法域における国内取引に関する本サービスが利用可能であるか否かを確認しなければならない。

2.1.3 技術サービス提供者及び／又は決済代理人の利用

パートナーが技術サービス提供者に技術統合サービス及び／若しくは取引処理サービスを提供させる場合、又はモバイル決済パートナーが決済代理人に Alipay+ Core を通じて処理される取引に関連する資金を決済させる場合、パートナーは、当該技術サービス提供者及び決済代理人のそれぞれがパートナーに当該サービスを提供するために関連法令に基づいて必要とされる全ての免許、許可、承認、認可及び登録を取得していることを確認しなければならない。

モバイル決済パートナーが決済代理人を利用しようとする場合、モバイル決済パートナーは、決済代理人を利用する前に、Alipay+ Core オペレーターに通知し、合理的に要求される当該決済代理人に関するデューディリジェンスの情報を提供し、Alipay+ Core オペレーターの書面による確認を得るものとする。

2.1.4 加盟店情報の収集及び利用

2.1.4.1 加盟店情報の収集

第 3.3.1.1 号「支払」及び第 3.3.2.1 号「契約の有効化及び無効化」に基づく本取引データに関する要件に加え、本サービスを提供する（監督官庁又は決済銀行の要件を充足することを含む。）目的のために、Alipay+ Core オペレーターは、アクワイアリングパートナーに対し、加盟店に関する特定の情報（加盟店の名称、所在地、MID、ウェブサイト（オンライン加盟店のみ）及び MCC を含む。）を Alipay+ Core オペレーターに提供するように要求することができる。

当該加盟店情報を提供する際、アクワイアリングパートナーは、以下に掲げる事項を行うものとする。

- (a) 加盟店は、当該加盟店情報を Alipay+ Core オペレーターに提供するための関連法令並びに適用あるプライバシーポリシー及び合意に基づく全ての権利を有することを確認しなければならない。
- (b) 提供される情報が、真実、正確、完全、かつ最新のものであることを確認し、当該情報の変更、不正確又は不完全な点を認識した場合には、速やかに Alipay+ Core オペレーターに通知する。
- (c) Alipay+ Core オペレーターがアクワイアリングパートナーから該当するモバイル決済パートナー又は決済銀行に提供された加盟店情報を必要な範囲で転送できることに同意する。

2.1.4.2 モバイル決済パートナーによる加盟店情報の利用制限

モバイル決済パートナーは、規制遵守の目的のみのために、第 2.1.4.1 号「加盟店情報の収集」に従って、Alipay+ Core オペレーターから共有された加盟店情報を利用することができる。

2.1.5 言語要件

パートナーは、紛争処理、不正行為報告等に関連して、本規則に従って、Alipay+ Core オペレーターに裏付けとなる情報又は文書を提供する際、英語による資料を提供するか、当該資料に英訳を添付しなければならない。

2.2 モバイル決済パートナーのビジネス要件

2.2.1 一般要件

モバイル決済パートナーは、

- (a) 利用者の KYC チェックを行わなければならない。
- (b) 各利用者との間で利用者契約を締結し、各利用者用の利用者アカウントを開設しなければならない。
- (c) デジタルユーザーインターフェース（携帯電話アプリ、ミニプログラム、ウェブページ、IoT デバイス又は類似の手段によるものを含む。）を提供しなければならない。
- (d) モバイル決済パートナー自身のペイメントアカウントサービス（例えば、ペイメントアカウントに保管されている残高）を通じて、又は他のペイメントアカウント（クレジットカード、デビットカード及び銀行口座を含む。）を通じて、利用者にペイメントサービスを提供しなければならない。
- (e) 全ての利用者が、モバイル決済パートナーによりモバイル決済パートナープロダクト等の提供を許可された者であることを確認するために、合理的に設計された管理を実施しなければならない。
- (f) 適切な通信手段により、利用者に顧客照会、苦情及びサポートサービス（利用者アカウントのセキュリティの侵害の報告を含む。）を提供しなければならない。

2.2.2 差別禁止

モバイル決済パートナーは、以下の行為を行ってはならない。

- (a) 利用者に対して、Alipay+ Core を通じて処理される本取引につき、Alipay+ Core を通じて処理されない類似の取引よりも高い（いかなる種類の）手数料又は請求金額を請求又は要求してはならない。
- (b) 規制上又はマーケティング上の目的の場合を除き、モバイル決済パートナープロダクト等に関連して、モバイル決済パートナーが他の類似の支払プロダクト又は支払方法に適用する条件よりも不利であると Alipay+ Core オペレーターが合理的に判断する条件を利用者に課してはならない。
- (c) その他に、他の支払方法のために、利用者に当該パートナープロダクト等の利用を阻害してはならない。

2.2.3 利用料及び追加料金

モバイル決済パートナーが、Alipay+ Core オペレーターに関連して利用者に手数料を請求する（又はその他の方法で利用者から収益を得る）場合、モバイル決済パートナーは、以下に掲げる事項を行わなければならない。

- (a) 当該手数料がモバイル決済パートナーによって課されるものであることを利用者に示さなければならない。
- (b) モバイル決済パートナーが取引通貨から関連利用者支払通貨への交換時に Alipay+ Core オペレーターによって適用される外国為替レートにマージンを上乗せすることにより得る収益が、参加契約に規定された上限を超えないようにしなければならない。

2.3 アクワイアリングパートナーのビジネス要件

2.3.1 一般要件

アクワイアリングパートナーは、以下に掲げる事項を行わなければならない。

- (a) 各加盟店の KYC チェック及びデューデリジェンス審査を行わなければならない。

Alipay+ Core 規則：主規則

- (b) 間接的アクワイアリングパートナーによって本取引がアクワイアリングされる場合を除き、各加盟店との間で加盟店契約を直接締結しなければならない。
- (c) 各間接的アクワイアリングパートナー（もしあれば）との間で間接的参加契約を締結しなければならない。
- (d) 間接的アクワイアリングパートナー（もしあれば）及び加盟店に対し、支払処理サービス及び（該当する場合）支払アクワイアリングサービスを提供しなければならない。
- (e) 各加盟店に対して、*Alipay+ MCC 基準*に従って、固有の加盟店 ID（MID）及び正しい加盟店カテゴリーコード（MCC）を割り当てなければならない。

2.3.2 加盟店の所在地

アクワイアリングパートナーは、各加盟店がアクワイアリングパートナーの営業地域内にある加盟店の所在地でのみモバイル決済パートナープロダクト等を受け付けるものとする。アクワイアリングパートナーは、以下の要件に従って、正確に加盟店の所在地を割り当てるものとする。

- (a) オンライン加盟店の所在地は、当該加盟店の登録された営業所とする。
- (b) 店舗において本取引を受け付ける加盟店の所在地は、本取引が行われる場所とする。

アクワイアリングパートナーは、加盟店の所在地の不実表示を行ってはならず、間接的アクワイアリングパートナー（もしあれば）に当該不実表示を行わせてはならない。加盟店の所在地が本第 2.3.2 項「*加盟店の所在地*」の要件を遵守して指定されていない場合、*Alipay+ Core* オペレーターは、当該要件に従って加盟店の所在地を決定することができる。

2.3.3 加盟店のサービス提供能力

アクワイアリングパートナーは、以下に掲げる事項を行うものとする。

- (a) 加盟店に関連する限りにおいて、技術仕様書に記載された本取引の処理手続について加盟店に研修を行う。
- (b) 以下に掲げる全ての事項を含む加盟店に必要とされる顧客サービス提供能力基準を定める。
 - (i) 返品方針の開示
 - (ii) 注文照会及び状況追跡（オンライン加盟店のみに適用）
 - (iii) 顧客サービス担当者との連絡手段及び苦情処理手段
 - (iv) 物品又はサービスの返品の可否基準（返品が認められている場合）

2.3.4 オンラインプラットフォーム又はマーケットプレイス

オンラインプラットフォーム又はマーケットプレイスの運営者に関して、アクワイアリングパートナーは、関連法令に従った要素に基づいて、当該者を加盟店として扱うか、又は間接的アクワイアリングパートナーとして扱うかを合理的に決定するものとする。関連要素には、例えば、以下のものが含まれ得る。

- (a) 物品又はサービスの販売のために利用者と契約し、物品又はサービスが販売されなかった場合の商業上のリスクを負い、販売された物品の品質について責任を負い、販売に関連して適用される税金を負担する者は誰であるか
- (b) 物品又はサービスについて加盟店が補償を受ける手段
- (c) 例えば、顧客サービス、払戻し及び紛争に関して、当該者が利用者とやり取りをする程度

2.3.5 オンラインゲーム及びストリーミングを提供する加盟店の要件

アクワイアリングパートナーは、オンラインゲーム、ビデオオンデマンド、ライブストリーミングコンテンツ又はプラットフォームサービス（関連デジタル商品又は資産を含む。）を提供するオンライン加盟店が以下に掲げる事項をいずれも満たしていることを確認するために、当該オンライン加盟店に適切なデューディリジェンスを行わなければならない。

Alipay+ Core 規則：主規則

- (a) デジタル商品／コモディティの購入、譲渡及び収益化に制限を課すこと及び利用者のアカウントからの収益化を禁止すること
- (b) 利用者のアカウントがゲーム機器や金銭残高といったデジタル資産に紐付けられる場合、又はその他に関連法令によって義務づけられている場合、当該利用者の KYC チェックを行うこと

2.3.6 間接的アクワイアリングパートナー

アクワイアリングパートナーは、各間接的アクワイアリングパートナーに以下に掲げる事項をいずれも行わなければならない。

- (a) Alipay+ Core に関連して、間接的アクワイアリングパートナーが、アクワイアリングパートナー及び関連加盟店に対する義務を履行するため、又はその権利を行使するために、関連法令に基づいて必要とされる全ての免許、許可、承認、承諾、認可及び登録を取得していること
- (b) 各加盟店との間で直接加盟店契約を締結していること

間接的アクワイアリングパートナーによって獲得された加盟店も、参加文書の目的上、当該間接的アクワイアリングパートナーが間接的参加契約を締結した関連アクワイアリングパートナーの加盟店として扱われるものとする。アクワイアリングパートナー及び間接的アクワイアリングパートナーの双方に適用されることが明示されている本規則上の要件を除き、間接的アクワイアリングパートナーによって加盟店が獲得される場合、アクワイアリングパートナーは、関連法令上認められる範囲で、本規則に基づく当該加盟店に関するアクワイアリングパートナーの義務を（自ら履行するのではなく）間接的アクワイアリングパートナーに履行するよう要求することができるものとする。ただし、アクワイアリングパートナーは、間接的アクワイアリングパートナーが履行を怠った場合には、本規則に基づく責任を負うものとする。

2.3.7 加盟店の停止及び終了

Alipay+ Core オペレーターは、以下のいずれかの場合、アクワイアリングパートナーに対して、加盟店に対するパートナープロダクト等の提供の停止又は終了（アクセプタンスマークを使用するための使用許諾の終了を含む。）を要求することができる。

- (a) Alipay+ Core オペレーターが、第 2.1.4.1 号「加盟店情報の収集」又は第 3.3.1.1 号「支払」に従って提供された加盟店の情報に不正確又は不完全な点があることを確認し、アクワイアリングパートナーにこれを確認したが、アクワイアリングパートナーが、Alipay+ Core オペレーターの要求に応じて当該情報を適時に訂正しない場合。
- (b) 加盟店が、Alipay+ Core 又は他のパートナーに重大な不利益、損害又は損失等を与える可能性があるとして Alipay+ Core オペレーターが合理的に判断する場合、又は関連アクワイアリングパートナーが本規則に違反する可能性があるとして Alipay+ Core オペレーターが合理的に判断する場合その他本規則に矛盾する行為を行った場合。

2.3.8 差別禁止

関連法令の遵守を条件として、アクワイアリングパートナーは、利用可能なモバイル決済パートナープロダクト等の受入れを拒否しないものとし、間接的アクワイアリングパートナー（もしあれば）及び加盟店に拒否させないようにするものとする。

2.3.9 データの保持

アクワイアリングパートナーは、適用されるデータ保持法を遵守し、かつ、参加文書に基づく義務の履行の過程において、アクワイアリングパートナー、間接的アクワイアリングパートナー（もしあれば）及び加盟店（該当する場合）によって、又は、これを代理して、保存、処理又は作成された全てのデータ（取引データ及び文書を含む。）を少なくとも関連取引日から 5 年間、又は関連法令により要求されるこれよりも長い期間保持するものとし、当該間接的アクワイアリングパートナー（もしあれば）及び加盟店に当該遵守及び保持させるものとする。

第 3 章：取引処理

3.1 Alipay+ Core 決済プロダクト

Alipay+ Core 決済プロダクトには、店舗内 UPM 決済、店舗内 MPM 決済、レジ決済及び自動引落が含まれる。パートナーは、自己の事業範囲に基づいて、一又は複数の Alipay+ Core 決済プロダクトを導入するものとする。パートナーは、随時、Alipay+ Core オペレーターに対して、追加の Alipay+ Core 決済プロダクトを有効化するための承認を求める申請を行うことができる。

パートナーは、技術仕様書に従って Alipay+ Core とパートナーのシステムの間データリンクを確立及び維持しなければならない。

3.1.1 コードスキャン決済基準

パートナーは、該当する場合、支払コード及び／又は集金コードの発行及び／又は認識のために Alipay+ コードスキャン決済基準及び関連法令を遵守しなければならない。

3.2 モバイル決済パートナー

3.2.1 モバイル決済パートナーによる取引処理

Alipay+ Core 決済プロダクトを使用する際、モバイル決済パートナーは、以下の機能及び処理を実施するものとする。

3.2.1.1 支払

本支払の請求を処理するため、モバイル決済パートナーは、以下の事項を行わなければならない。

- (a) 各利用者に対し、固有の識別子を割り当て、Alipay+ Core オペレーターに対し、当該固有の識別子を提供しなければならない。
- (b) Alipay+ MCC 基準に従って提示された MCC コードを認識できなければならない。
- (c) (店舗内 UPM 決済、店舗内 MPM 決済及びレジ決済の場合) 関連法令に従って、利用者を認証し、利用者の確認及び本承認を得なければならない。
- (d) 本支払の請求処理後、Alipay+ Core を通じて、支払状況通知を送付しなければならない。
- (e) Alipay+ Core から支払状況照会を受けた場合、照会対象の本支払の処理状況を回答しなければならない。
- (f) 本支払の後、利用者に対し、支払結果を通知しなければならない。
- (g) 取引通貨が利用者支払通貨と異なる場合、利用者に対し、本支払の為替レートを示さなければならない。

3.2.1.2 支払の取消し

モバイル決済パートナーは、取引日当日又は締切時刻から 30 分以内に、支払取消の処理を行わなければならない。支払取消の依頼を受けた場合、モバイル決済パートナーは、確認されたとおりに支払取消を検討するものとする。

3.2.1.3 返金

モバイル決済パートナーは、以下の事項を行わなければならない。

- (a) 本取引ごとにつき、全額返金及び一部返金に対応し、また、複数回の返金に対応しなければならない。
- (b) 取引日から 12 か月以内にその利用者への返金を処理できなければならない。

モバイル決済パートナーは、Alipay+ Core から返金の依頼を受けた場合、確認されたとおりに返金を検討するものとする。

3.2.2 モバイル決済パートナーによる自動引落の処理

3.2.2.1 契約の有効化及び解約

自動引落契約の有効化の依頼を受けたモバイル決済パートナーは、以下の事項を行わなければならない。

Alipay+ Core 規則：主規則

- (a) 有効化処理の一環として、関連利用者の身元を認証するための合理的な手段を講じなければならない。
- (b) 自動引落条件及び関連加盟店での自動引落の有効化に関する当該利用者の同意を取得しなければならない。
- (c) 自動引落有効化ページに関連加盟店の正式名称を表示しなければならない（Alipay+ Core オペレーターは、モバイル決済パートナーも加盟店表示名を表示することを推奨する。）、
- (d) 当該利用者に対し、自動引落契約が有効となったことを通知し、Alipay+ Core を通じてアクワイアリングパートナー及びその関連加盟店に確認しなければならない。

アクワイアリングパートナーから自動引落の解約の依頼を受けた場合、モバイル決済パートナーは、当該無効化依頼を処理するものとする。

3.2.2.2 控除

モバイル決済パートナーは、自動引落契約に基づく加盟店からの各控除依頼の正当性を確認し、利用者に対し、当該控除を通知しなければならない。

3.3 アクワイアリングパートナー

3.3.1 アクワイアリングパートナーによる取引処理

Alipay+ Core 決済プロダクトを使用する際、アクワイアリングパートナーは、以下の機能及び処理を実施するものとする。

3.3.1.1 支払

いずれの本支払の請求においても、アクワイアリングパートナーは、正しい加盟店名、加盟店 ID、MCC、加盟店の住所及び技術仕様書に規定された他のデータを含めなければならない。

アクワイアリングパートナーは、Alipay+ Core からの支払状況通知又は Alipay+ Core からの支払状況照会の結果を最終的なものとみなすものとする。Alipay+ Core からの支払状況通知又は支払状況照会の結果を受領した場合、アクワイアリングパートナーは、加盟店に対し、当該本支払の結果を転送しなければならない。

3.3.1.2 支払の取消し

本取引の支払取消を処理するため、Alipay+ Core は、取引日当日又は締切時刻から 15 分以内に、アクワイアリングパートナーからの支払取消依頼を受領しなければならない。Alipay+ Core から通知される支払取消の状況は、アクワイアリングパートナーによって最終的なものとみなされるものとする。

3.3.1.3 返金

アクワイアリングパートナーは、Alipay+ Core を通じた返金を確実に行うものとし、現金の払戻しを含むその他の手段での返金は行わないものとする。アクワイアリングパートナーは、当該加盟店が取引日から 12 か月以内にのみ本取引の返金を開始することを保証するものとする。

3.3.2 アクワイアリングパートナーによる自動引落の処理

3.3.2.1 契約の有効化及び解約

自動引落契約の有効化に関する加盟店の依頼を受領した場合、アクワイアリングパートナーは、加盟店に以下に掲げる事項全てを行わせるものとする。

- (a) 自動引落取引の取引条件（当該プロダクトの有効期間及び範囲を含む。）を利用者に十分に通知していること
- (b) 自動引落契約を有効化する選択肢を利用者に与えていること
- (c) 自動引落有効化の依頼において、正式名称及び加盟店表示名の両方を提出すること

Alipay+ Core 規則：主規則

アクワイアリングパートナーは、加盟店に、自動引落契約を終了するために利用者が利用しやすい手段を提供させなければならない。Alipay+ Core に対し、アクワイアリングパートナー経由で自動引落の解約の依頼を提出し、自動引落契約が解約された時点で、利用者からの代金の回収を停止する。

3.3.2.2 控除

アクワイアリングパートナーは、加盟店に、利用者の承認のみに従って、自動引落控除依頼を提出させるようにしなければならない。

3.4 技術的要件

3.4.1 日常業務及びインシデント処理

事業継続性を確保するため、Alipay+ Core オペレーター又はパートナーは、メンテナンス又はマーケティング活動を計画する際、当該活動が Alipay+ Core に与える潜在的影響を適切に評価しなければならない。メンテナンス計画又はマーケティング計画に着手する前に、以下の期間内に、Alipay+ Core オペレーターから該当するパートナー又は当該パートナーから Alipay+ Core オペレーター（該当する方）に通知しなければならない。

種類	通知期間
重要業務機能が量的に 30%以上減少すると予想されるメンテナンス計画又はマーケティング計画	14 現地営業日前まで
システムの非互換性を生じさせる可能性のあるメンテナンス計画又はマーケティング計画	3 か月前まで

Alipay+ Core オペレーター及びパートナーは、それぞれ、インシデントを特定、処理及び解決するための手続、人員及び技術力も備えていなければならない。インシデントが発生した場合、Alipay+ Core オペレーター又は当該インシデントが発生したシステムを有しているパートナーは、関連パートナー又は Alipay+ Core オペレーター（該当する方）に適時に通知し、又は、他方当事者の問合せに応じて、インシデントの分析及び復旧予定時間を回答するしなければならない。

3.4.2 システムの性能

Alipay+ Core オペレーター及びパートナーのそれぞれのシステム可用性の目標指標は 99.9%である。

システム応答時間の目標指標は、パートナーは 2.5 秒、Alipay+ Core オペレーターは 3 秒である。各暦月において、システム応答時間の 95%が目標指標以下でなければならない。

3.4.3 技術的要件の不充足

パートナーが本第 3.4 条「技術的要件」が適用されるいずれかの要件を満たさない場合、Alipay+ Core オペレーターは、当該パートナーに警告兼是正通知を送付することができる。パートナーが当該通知の後 6 か月以上連続して当該要件を遵守できない場合、Alipay+ Core オペレーターは、第 8.3 条「リスク管理措置」に定められたリスク管理措置を講じる権利を留保する。Alipay+ Core オペレーターが本第 3.4 条「技術的要件」が適用されるいずれかの要件をパートナーからの通知の後 6 か月以上連続して満たさない場合、当該パートナーは、解除通知を交付することができる。

本第 3.4 条「技術的要件」に基づく Alipay+ Core オペレーター又はパートナーの権利は、パートナー又は Alipay+ Core オペレーターが本第 3.4 条「技術的要件」が適用されるいずれかの要件を満たさない場合の Alipay+ Core オペレーター又はパートナーにおける唯一かつ排他的な救済手段となるが、当該不履行は参加文書の違反とはならないものとする。

第 4 章：清算及び決済

4.1 一般的な義務

Alipay+ Core オペレーターは、本規則の条項に基づき、Alipay+ Core を介して、本「第 4 章：清算及び決済」に従って承認された各本支払及び各返金に関する本清算及び正味決済額の計算を促進するための Alipay+ Core の運営に関する責任を負う。Alipay+ Core は、承認された各本支払及び各返金を清算し、各パートナーのために、各清算周期に関する清算ファイル及び各決済周期に関する決済報告を作成する。

決済報告に基づき、Alipay+ Core オペレーター又はパートナー（該当する方）は、本「第 4 章：清算及び決済」に従って、他方当事者に関連正味決済額を支払うために、決済資金振込を行うものとする。

4.1.1 モバイル決済パートナーの決済義務

モバイル決済パートナーは、以下の事項を行うものとする。

- (a) 承認された各本支払及び各返金を記録し、当該記録を Alipay+ Core から送付された決済ファイルと照合する。
- (b) 第 4.3.3 項「決済日」及び第 4.3.4 項「決済の方法及び決済の完了」に従って指定された期間内に、決済資金振込を完了する。
- (c) 返金に関して、返金額の受領後 5 現地営業日以内又は関連法令に従った他の期間内に元の支払口座又は同じ資金源に返金を行う。

4.1.2 アクワイアリングパートナーの決済義務

アクワイアリングパートナーは、以下の事項を行うものとする。

- (a) 承認された各本支払及び各返金を記録し、当該記録を Alipay+ Core から送付された決済ファイルと照合する。
- (b) 関連加盟店契約及び間接的参加契約（該当する方）並びに関連法令に従った当該加盟店及び間接的アクワイアリングパートナー（もしあれば）との間の適時の決済を確保する。
- (c) 当該間接的アクワイアリングパートナー（もしあれば）による関連加盟店契約及び関連法令に従った当該加盟店に対する適時の決済を確保する。
- (d) 該当する場合、第 4.3.4 項「決済の方法及び決済の完了」に従った適時の決済資金振込を確保する。

4.2 清算

4.2.1 支払

4.2.1.1 モバイル決済パートナーに関する支払の清算

Alipay+ Core を通じて清算される本支払を行う場合、モバイル決済パートナーは、関連する本支払を承認しなければならない。本支払を承認することにより、モバイル決済パートナーは、Alipay+ Core に対し、関連アクワイアリングパートナーに支払確認書を送付することを指示及び承認するものとする。本支払は、モバイル決済パートナーが本支払を承認した時点で、モバイル決済パートナーに関して清算済みとなる。Alipay+ Core による関連アクワイアリングパートナーに対する支払確認書を送付した時点で、モバイル決済パートナーは、無条件に、支払確認書に記載された金額を Alipay+ Core オペレーターに支払う義務を負うこととなる。

4.2.1.2 アクワイアリングパートナーに関する支払の清算

Alipay+ Core が関連アクワイアリングパートナーに支払確認書を送付した時点で、本支払はアクワイアリングパートナーに関して清算済みとなり、Alipay+ Core オペレーターは、無条件に、支払確認書に記載された金額をアクワイアリングパートナーに支払う義務を負うこととなる。Alipay+ Core は、関連モバイル決済パートナーが本支払を承認した後のみ、アクワイアリングパートナーに支払確認書を送付する。

Alipay+ Core 規則：主規則

4.2.1.3 アクワイアリングパートナーの危険負担での引渡し

アクワイアリングパートナーが本支払の全額の支払確認書を受領するまで、利用者に対する物品又はサービスの引渡しは、アクワイアリングパートナー（又はその間接的アクワイアリングパートナー（もしあれば）若しくは加盟店（該当する方））の危険負担で行われるものとし、Alipay+ Core オペレーターはアクワイアリングパートナーに対して一切の責任を負わない。

4.2.1.4 支払義務の消滅

Alipay+ Core が関連アクワイアリングパートナーに支払確認書を送付した時点で、関連利用者と関連加盟店の間に存在するはずであった対応する支払義務は消滅するものとし、本「第 4 章：清算及び決済」に定められた本支払の義務に関する義務が発生するものとする。

4.2.2 返金の清算

Alipay+ Core に返金を提出することにより、アクワイアリングパートナーは、当該返金を承認し、Alipay+ Core に関連モバイル決済パートナーに対する返金確認書を送付する権限を付与することとなる。Alipay+ Core がアクワイアリングパートナーに返金確認書を送付した時点で、当該返金は、アクワイアリングパートナーに関して清算済みとなり、アクワイアリングパートナーは、無条件に、Alipay+ Core オペレーターに対して返金額を支払う義務を負うこととなる。

Alipay+ Core が関連モバイル決済パートナーに返金確認書を送付した時点で、当該返金は、モバイル決済パートナーに関して清算済みとなり、Alipay+ Core オペレーターは、無条件に、モバイル決済パートナーに対して返金額を支払う義務を負うこととなる。

4.2.3 カットオフ後のネットティング及び清算ファイルの作成

Alipay+ Core は、各日のカットオフ後に清算周期に関する各パートナーの全ての清算済取引額及び全ての手数料の金額を集計、分類及び相殺決済する。当該プロセスの結果に基づき、Alipay+ Core は、カットオフの翌日に、前清算周期に関する清算ファイルを作成する。清算ファイルは、セキュアファイル転送プロトコル（SFTP）及び随時 Alipay+ Core から提供される他の方法によりダウンロードすることができる。

4.3 決済

4.3.1 Alipay+ Core のデータの優先

各パートナーと Alipay+ Core オペレーターの間で決済される正味決済額は、決済報告書により証明されるとおり、Alipay+ Core に記録されたデータに基づいて計算される。当該計算の際、Alipay+ Core のデータは、（明らかな誤りが無い限り）確定的なものとなり、いかなるパートナーのシステム上のデータにも優先する。取引日は、Alipay+ Core に記録されたデータに基づくものとする。

4.3.2 正味決済ポジション

4.3.2.1 集計

決済周期内に Alipay+ Core によって清算される各本支払及び各返金並びに手数料に関連して、Alipay+ Core は、関連決済報告書に記載された以下の金額を決済通貨ごとに集計するものとする。

- (a) 一方は、Alipay+ Core オペレーターからパートナーに支払うもの（金額 1）
- (b) もう一方は、パートナーから Alipay+ Core オペレーターに支払うもの（金額 2）

金額 1 から金額 2 を引いた金額がプラスの場合、パートナーは正味貸方ポジションにあるものとする。金額 1 から金額 2 を引いた金額がマイナスの場合、パートナーは正味借方ポジションにあるものとする。多い方の金額が少ない方の金額を上回った金額を正味決済額とする。

4.3.2.2 相殺決済（ネットティング）

第 4.3.2.1 号「集計」に記載された集計の後、決済周期内の同一決済通貨による全ての支払に関して、他方当事者に支払を行う各当事者の義務は、自動的に履行され消滅するものとし、以下のいずれかの者に対して課される正味決済額の支払義務に置き換わるものとする。

- (a) (パートナーが正味貸方ポジションにある場合) Alipay+ Core オペレーター
- (b) (パートナーが正味借方ポジションにある場合) パートナー

4.3.3 決済日

第 4.3.7 項「特別な決済の取決め」の本決済延期規定に従い、Alipay+ Core オペレーター又はパートナー（該当する方）は、以下のいずれかの決済日に従って、全ての関連正味決済額を全額決済しなければならないものとする。

- (a) モバイル決済パートナーが正味借方ポジションにある場合、決済日は、決済周期の終了後の最初の現地営業日とする。
- (b) アクワイアリングパートナーが正味貸方ポジションにある場合、決済日は、決済周期の終了後の第 2 一般営業日とする。

4.3.4 決済の方法及び決済の完了

4.3.4.1 モバイル決済パートナーに関して

Alipay+ Core オペレーターは、モバイル決済パートナーに事前入金、口座引落又は銀行口座振替の 3 種類の決済方法を提供する。モバイル決済パートナーの決済方法は、参加契約に規定される。正味決済額の支払義務の充足方法は、適用のある決済方法によって異なる。

- (a) 決済方法が事前入金又は口座引落の場合、Alipay+ Core オペレーターは、該当する決済口座から Alipay+ Core オペレーターの指定銀行口座への関連正味決済額の振替え（決済口座に適用される当座貸越又は与信限度額に従って当該決済口座から引落しを行うことを含む。）を手配する。
- (b) 決済方法が銀行口座振替の場合、モバイル決済パートナーは、Alipay+ Core オペレーターの指定銀行口座に関連正味決済額を振り込む。

4.3.4.2 アクワイアリングパートナーに関して

アクワイアリングパートナーの決済方法は、銀行口座振替とする。

4.3.4.3 支払義務の消滅

いずれの決済方法についても、正味決済額を支払うパートナーの義務は、Alipay+ Core オペレーターによる Alipay+ Core オペレーターの指定銀行口座における（決済通貨建ての）即日利用可能な資金での当該金額を受領した場合のみ消滅するものとする。

4.3.5 遅延支払

モバイル決済パートナーが本決済の義務を適時に全額の支払義務を履行しない場合、Alipay+ Core オペレーターは、モバイル決済パートナーに対し、支払遅延額が未払いである各暦日に支払遅延額に対する支払遅延手数料を請求する権利を有する。手数料率は、Alipay+ Core 規則：法律関係の章又は参加契約（該当する方）に規定されている。

4.3.6 決済報告

決済報告書には、決済資金振込に関連してパートナーが支払うべき、又は受領するべき正味決済額が記載される。決済報告書は、関連手数料の請求書でもある。

4.3.6.1 不一致

パートナーは、決済ファイルにおいて確認された不一致につき、Alipay+ Core オペレーターと解決を図ることができる。Alipay+ Core オペレーター及びパートナーは、決済ファイルに関する不一致又は不一致とされる事項にかかわらず、それぞれの義務を履行し続けなければならない。パートナーは、不一致又は不一致とされる事項を理由に決済の支払期限の到来した金額を延期又は留保する権利を有しないものとする。

4.3.6.2 例外処理

Alipay+ Core オペレーターが誤ってパートナーに資金を入金し、又は、パートナーから資金を引き落とししたという例外的な場合において、Alipay+ Core オペレーターは、当該誤りを是正するために、次の決済周期に関して Alipay+ Core オペレーターがパートナーに支払うべき金額から当該金額を控除し、又はクレジットすることができる。

4.3.7 特別な決済の取決め

4.3.7.1 混乱事由

本規則の他の規定にかかわらず、決済通貨の交換性、移転性又は流動性に悪影響を及ぼし、かつ、Alipay+ Core オペレーターがパートナーに対する本清算及び本決済の義務を履行することを妨げる事由が発生した場合、Alipay+ Core オペレーターは、本規則又は関連法令に基づく自らの他の権利を制限されることなく、当該事由の消滅直後の決済日まで、本「第4章：清算及び決済」に基づく Alipay+ Core オペレーター及びパートナーのいずれか又は双方の決済義務を延期する権利を有するものとする。いずれかの当事者の要求に応じて、Alipay+ Core オペレーター及びパートナーは、当該事由が存在する間に決済を促進するために決済通貨を他の通貨に変更することについて誠実に協議するものとするが、当該変更には、パートナー及び Alipay+ Core オペレーターの書面による相互の合意を要するものとする。

4.3.7.2 延期

関連法令の遵守を条件として、Alipay+ Core オペレーターは、パートナーに対する書面通知により、Alipay+ Core オペレーターとパートナーの間における本「第4章：清算及び決済」の適用について以下の変更を行うことができる。

- (a) アクワイアリングパートナーが正味借方ポジションにある場合、Alipay+ Core オペレーターは、決済日における本「第4章：清算及び決済」に基づくアクワイアリングパートナーに対する決済を Alipay+ Core オペレーターが決定するその後の決済日に延期することができる。
- (b) モバイル決済パートナーが正味貸方ポジションにある場合、Alipay+ Core オペレーターは、決済日における本「第4章：清算及び決済」に基づくモバイル決済パートナーに対する決済を Alipay+ Core オペレーターが決定するその後の決済日に延期することができる。

4.4 相殺（セットオフ）

第4.3.2.1号「集計」及び第4.3.2.2号「相殺決済」に規定された集計及び相殺決済処理に加え、Alipay+ Core オペレーターは、本規則に基づいてパートナーに支払うべき金額から、参加文書に基づいてパートナーから Alipay+ Core オペレーターに支払うべき他の金額を控除又は相殺することができる。当該金額が相殺される範囲で、当該金額は、速やかに全ての点において弁済されるものとする。Alipay+ Core オペレーターは、本第4.4条「相殺」に基づいて相殺が行われたことをパートナーに通知する。

4.5 通貨換算

4.5.1 取引通貨及び決済通貨

本取引、本支払及び返金（該当するもの）に関して、以下のとおり定める。

- (a) 取引通貨は、加盟店の現地通貨又は Alipay+ Core オペレーターが認める他の通貨とする。
- (b) パートナーの決済通貨は、現地対応通貨又は Alipay+ Core オペレーターとの合意がある場合は当該基準通貨とする。
- (c) モバイル決済パートナーに関する利用者支払通貨は、モバイル決済パートナーの現地通貨又は決済通貨とする。

Alipay+ Core 規則：主規則

Alipay+ Core オペレーター及び各パートナーは、パートナーの参加契約に規定された適用のある決済通貨により、全ての本決済の義務の決済を行わなければならないものとする。

4.5.2 決済為替レート

決済通貨が取引通貨とは異なる場合、Alipay+ Core オペレーターは関連法令及び参加契約を遵守して、本決済に関連する本支払及び返金又はその他の支払に適用する決済為替レートを決定する。

第5章：手数料及び税金

5.1 インターパートナー手数料

アクワイアリングパートナーは、Alipay+ Core オペレーターに対し、加盟店に対する各本支払に係るインターパートナー手数料を支払うものとする。

Alipay+ Core オペレーターは、アクワイアリングパートナーから回収したものと同額のインターパートナー手数料をモバイル決済パートナーに引き渡すものとする。

返金の場合、関連モバイル決済パートナーは、元の本支払（又は、返金額が元の本支払の金額の一部のみである場合、プロラタでの金額）に関して自らへ支払われたインターパートナー手数料を Alipay+ Core オペレーターに返還し、Alipay+ Core オペレーターは、当該金額を関連アクワイアリングパートナーに返還する。

5.2 サービス手数料

モバイル決済パートナーは、Alipay+ Core オペレーターに対し、利用者による本支払ごとにサービス手数料を支払うものとする。アクワイアリングパートナーは、Alipay+ Core オペレーターに対し、加盟店に対する本支払ごとにサービス手数料を支払うものとする。

返金の場合、Alipay+ Core オペレーターは、元の本支払に関して自らが回収したサービス手数料をパートナーに返還しないものとする。

5.3 税金

各パートナーは、参加文書に関連して関連法令に基づいて自らが支払うべき全ての税金について責任を負い、これを支払うものとする。

5.3.1 アクワイアリングパートナーに関するデジタル税の要件

アクワイアリングパートナーは、デジタル商品又はサービスを販売する加盟店が、全ての税務申告及び報告要件を遵守し、かつ、当該デジタル商品又はサービスの販売に関する関連法令に基づく全ての関連税金を支払うことを確認する。Alipay+ Core オペレーターは、パートナーに対し、別のパートナーが関連法令に基づき当該税金の源泉徴収する必要がある場合、いかなる責任も負わないものとする。

5.3.2 間接税

間接税には、物品・サービス税（GST）、付加価値税（VAT）、売上税、サービス税及び該当法域における類似の税金が含まれる。

5.3.2.1 インターパートナー手数料に対する間接税

インターパートナー手数料に起因又は関連して発生する全ての間接税は、関連パートナーの勘定及び責任によるものとし、Alipay+ Core オペレーターは、いかなる法域において課税される当該税金も負担しないものとする。

5.3.2.2 サービス手数料に対する間接税

パートナーがシンガポールに所在する場合、Alipay+ Core オペレーターは、パートナーからサービス手数料に関連して GST を徴収する。パートナーがシンガポール国外の法域に所在する場合、サービス手数料に起因又は関連する全ての間接税はパートナ

Alipay+ Core 規則：主規則

一の勘定及び責任によるものとし、Alipay+ Core オペレーターは、いかなる法域において徴収される当該税金も負担しないものとするが、Alipay+ Core オペレーターの別段の書面による同意がある場合は、この限りではない。

5.3.3 源泉徴収税

本規則の別段の定めがある場合であっても、参加文書に従ってパートナーから Alipay+ Core オペレーターに支払われる全ての金額は、いかなる税金の源泉徴収又は控除も受けない状態でなければならない。参加文書に基づいてパートナーから Alipay+ Core オペレーターに支払われる当該金額から源泉徴収する必要がある場合、パートナーは、以下の事項を行わなければならない。

- (a) Alipay+ Core オペレーターが実際に受領する正味金額が、源泉徴収後に、当該時点で支払期限の到来している支払の全額に相当する金額となるように追加の金額を支払わなければならない。
- (b) 関連法令に従って源泉徴収しなければならない全額を関連税務当局に支払わなければならない。
- (c) 関連税務当局への源泉徴収額の支払を証明する公式の領収書を可能な限り速やかに Alipay+ Core オペレーターに提供しなければならない。

5.3.4 租税法令に基づく情報開示

パートナーは、Alipay+ Core オペレーターが租税法令を遵守するために政府機関にパートナー並びに間接的アクワイアリングパートナー（もしあれば）及び加盟店（もしあれば）に関する情報を提供しなければならない場合があることを確認する。当該要件に基づく Alipay+ Core オペレーターの要求に応じて、パートナーは、合理的に実施可能な限り速やかに、当該情報を提供しなければならない。

- (a) 当該情報がパートナーの保有又は管理下にある場合、当該情報を Alipay+ Core オペレーターに提供しなければならない。
- (b) アクワイアリングパートナーの場合、間接的アクワイアリングパートナー（もしあれば）又は加盟店に、当該情報を Alipay+ Core オペレーターに提供させなければならない。

第 6 章：紛争

6.1 一般

利用者がモバイル決済パートナーに対し、本取引に関する苦情（不正取引と主張されるものに関する苦情を除く。）を申し出た場合、モバイル決済パートナーは、利用者に対し、加盟店との間で直接苦情を解決するよう指導しなければならない。

利用者の苦情が加盟店との間で直接解決されない場合、モバイル決済パートナーは、利用者の苦情を解決する目的のために、Alipay+パートナーワークスペースを利用して、アクワイアリングパートナーと連絡を取ることができる。

全ての紛争は、Alipay+パートナーワークスペースを通じて提出、処理及び記録されるものとする。Alipay+ Core オペレーターは、Alipay+パートナーワークスペースのサポート及びメンテナンスを行うものとする。

紛争解決手続には、検索要求及びエスカレーションが含まれる。

6.1.1 検索要求

モバイル決済パートナーは、Alipay+パートナーワークスペースを通じて、本取引に関する追加情報又は文書（すなわち、モバイル決済パートナーが合理的に要求する本取引の領収書、配達証明書、加盟店情報、購入者情報及び他の文書）を取得するために、検索要求を開始することができる。

アクワイアリングパートナーは、20 暦日以内に検索要求において要求された情報及び文書を提供するために、合理的な努力を尽くすものとする。

6.1.2 エスカレーション

モバイル決済パートナーは、利用者が本支払について異議を申し立てた場合、エスカレーションを開始することができる。アクワイアリングパートナーは、20 暦日以内に適切な返金対応（すなわち、必要な文書を提供することにより拒絶する、説明を

Alipay+ Core 規則：主規則

伴う一部返金を受諾する、又は、全額返金する)を選択することにより、各エスカレーションに対応するものとする。アクワイアリングパートナーが返金に同意する場合、アクワイアリングパートナーは、エスカレーション対応を提示した日から 20 暦日以内に返金を開始するものとする。

6.2 制限及び義務

6.2.1 モバイル決済パートナーによる紛争開始の制限

モバイル決済パートナーは、Alipay+パートナーワークスペースを通じて紛争を開始してはならないものとし、モバイル決済パートナー（又はその利用者（該当する場合））は、問題が以下のいずれかに該当する場合、関連損失等について責任を負うものとする。

- (a) 店舗内 UPM 決済、店舗内 MPM 決済又はレジ決済を用いて開始された不正取引に関係するもの
- (b) 関連加盟店との自動引落契約を有効化する際に、モバイル決済パートナーが、利用者の承諾を取得しなかったこと又は利用者の本人確認を怠ったことに起因するもの
- (c) モバイル決済パートナー側のみの技術的インシデントによる処理エラーに起因するもの

6.2.2 アクワイアリングパートナーの対応義務

アクワイアリングパートナーが、第 6.1.2 項「エスカレーション」の要件に従ってエスカレーションに対応しない場合、又は（該当する場合）返金を開始しない場合、Alipay+ Core オペレーターは、第 8.3 条「リスク管理措置」に従って、アクワイアリングパートナーに対してリスク管理措置を講じることができる。

6.3 Alipay+ Core オペレーターからの賠償義務の不存在

いかなる場合も、Alipay+ Core オペレーターは、パートナー、利用者、加盟店、間接的アクワイアリングパートナー又は他の者に紛争に関連して発生した損失等を賠償する責任を負わない。

第 7 章：リスク管理要件

7.1 AML、制裁及び ABC

7.1.1 マネーロンダリング防止及び制裁プログラムの要件

Alipay+ Core オペレーターは、自らが AML 法令を遵守する目的のために AML 及び制裁プログラムを維持するものとする。

パートナーは、以下の事項を行わなければならない。

- (a) 何かを故意にしたこと又はしなかったことにより Alipay+ Core オペレーターが適用される AML 法令又は制裁に違反するような事由を故意に行わず、又は、違反するような不作為を生じさせないものとする。
- (b) パートナー（Alipay+ Core への参加をすることを含む）又はパートナープロダクト等がマネーロンダリング又はテロ活動の資金供与を助長することを防ぐための AML 及び制裁プログラムを採用、維持及び実施するものとする。
- (c) AML 法令又は制裁の不遵守が疑われる合理的な根拠のある、Alipay+ Core に関連する本取引及び／又は利用者若しくは加盟店（該当する方）、間接的アクワイアリングパートナー（もしあれば）又は代表者が関与する活動を速やかに検知及び報告（該当する場合）するための十分な管理、リソース及び監視システムを採用するものとする、
- (d) 適用される AML 法令及び制裁に基づく適用される全ての記録保持及び報告要件を遵守するものとする。

7.1.2 制裁対象者

パートナーは、制裁対象者となる、制裁対象者と提携する、制裁対象者と取引をする、制裁対象者によって所有又は支配される、その他に制裁対象者と活動又は取引を行う、その他に制裁当局の標的となる政府機関、個人若しくはプロジェクトと共に又はこれらが関与する事業に関与する、包括的な法域全体の制裁の対象である国又は地域において営業又は取引を行うことを

Alipay+ Core 規則：主規則

行ってはならず、その間接的アクワイアリングパートナー（もしあれば）及び加盟店又は利用者（該当する方）にこれらを行わせないようにするものとする。

7.1.3 AML 及び制裁インシデントの通知

関連法令により認められる範囲で、パートナーは、以下の掲げる事由のいずれかに該当することを認識した場合、Alipay+ Core オペレーターに対し、5 現地営業日以内に、速やかに通知するものとする（また、Alipay+ Core オペレーターから要求される関連文書又は情報を提供するものとする）。

- (a) AML 法令又は制裁の不遵守が疑われる合理的な根拠のある Alipay+ Core に関連する本取引及び／又は利用者若しくは加盟店（該当する方）、間接的アクワイアリングパートナー（もしあれば）又は代表者が関与する活動
- (b) パートナーの AML リスク管理環境の重大な点に悪影響を及ぼす重大な事由（重大な AML 関連規制上の罰金又は制裁金の賦課を含む。）

7.1.4 贈収賄及び腐敗防止（ABC）要件

パートナー及びその代表者は、ABC 法令に違反するような形で、参加文書により企図された事業活動に関連して直接的又は間接的に有価物を提供、約束、贈呈、許可、勧誘又は受領しないものとする。

パートナーは、ABC 法令に基づく義務の遵守を保証するために Alipay+ Core オペレーターが要求する認証について、Alipay+ Core オペレーターに協力する。

パートナーは、贈収賄及び腐敗を防止及び検知するため、並びに誠実、高潔及び適法かつ倫理的な方法で、当該事業及び業務を遂行する文化を促進するために、合理的に設計された方針、手続及び内部統制で構成される効果的な遵守プログラムを実施及び維持するものとする。パートナーは、本規則により企図された事業活動に関連して、その代表者が当該遵守プログラムを遵守するように合理的な措置を常に講じるものとする。

7.2 支払リスク管理要件

7.2.1 モバイル決済パートナーのリスク管理要件

7.2.1.1 利用者の保護及び利用者アカウントのセキュリティ

モバイル決済パートナーは、利用者アカウントの乗っ取りや不正取引から利用者アカウントを保護するため、及び関連利用者の損失を補償するために、利用者識別及び確認手続の策定及び実施、利用者に対する当該利用者セキュリティ認証情報の非開示の義務付け、利用者アカウントの有効化の確認、並びにその他の合理的なアカウント管理手続の実施を含む、関連法令に従った適切な利用者の権利に関する方針及び手続を維持及び実施するものとする。

7.2.1.2 取引の保護

モバイル決済パートナーは、以下の事由を行うものとする。

- (a) 関連リスクを軽減するために合理的に設計された承認、不正検知及びリスク管理策を実施するものとする。
- (b) 本支払が疑わしい取引である、又は関連法令に違反していると判断するに足る合理的な根拠をモバイル決済パートナーが有する場合、当該本支払の請求を処理しないものとする。
- (c) 利用者が利用者アカウントの安全確保若しくはモバイル決済パートナーに対する利用者アカウントの乗っ取り報告を怠ったとパートナーが合理的に判断する場合、又は、関連法令に従って利用者に責任を負わせるその他の合理的な根拠がある場合を除き、利用者に不正取引に関する責任を負わせないものとする。

7.2.1.3 不正取引報告

モバイル決済パートナーは、Alipay+パートナーワークスペースを通じて、不正取引を報告しなければならない。

Alipay+ Core 規則：主規則

7.2.2 アクワイアリングパートナーのリスク管理要件

アクワイアリングパートナーは、以下の事由を行うものとする。

- (a) 加盟店の紛争及び詐欺リスクの程度を評価するために、当該加盟店に対するデューディリジェンス及び KYC チェックを行い、それに応じて当該加盟店に対して関連リスク軽減策を適用するものとする。
- (b) 加盟店がオンライン加盟店である場合、加盟店における利用者のアカウントを不正アクセスから保護するための手続及び書面方針を実施し、当該利用者のアカウントに対する不正アクセスがあった場合にはアクワイアリングパートナー又は間接的アクワイアリングパートナー（該当する場合）に速やかに通知するものとする。
- (c) 各加盟店の本支払、返金及び紛争を追跡する取引監視プログラムを維持及び実施するものとする。
- (d) 加盟店の紛争リスク及び詐欺リスクへの対策（必要に応じた又は Alipay+ Core オペレーターの指図に応じた、加盟店との間の加盟店契約の解除を含む。）を講じるものとする。

7.2.3 禁止販売要件

7.2.3.1 禁止販売に関する一般原則

パートナーは、少なくとも以下の全てのカテゴリーの物品及びサービスを含む禁止リストを維持するものとする。

- (a) アダルトグッズ又はサービス
- (b) ギャンブル又は宝くじサービス
- (c) たばこ製品のオンライン販売
- (d) あらゆる種類の武器
- (e) プライバシー又は財産を侵害する商品又はサービス
- (f) 金融商品又はサービス（送金サービス及び暗号資産を含む。）
- (g) 生化学的な感染性のある製品
- (h) 国家安全保障を脅かす、あるいは、人種、ジェンダー、宗教又は地域等に関する差別的な内容を含む物品又はサービス
- (i) ジェネリック医薬品、疑似医薬品、麻酔薬、向精神薬、麻薬又は代理出産サービス
- (j) パートナーの営業地域において、関連法令により違法又は禁止されている商品又はサービス

アクワイアリングパートナーは、本第 7.2.3.1 号「禁止販売に関する一般原則」に記載されたカテゴリーに属する商品若しくはサービス、又はその他に関連加盟店若しくは利用者が拠点とする法域において違法若しくは禁止されている商品又はサービスに関して、本取引を行わないものとする。アクワイアリングパートナーは、加盟店に対し、強制労働により採掘、生産又は製造された商品の全部又は一部の輸入を禁止又は制限する関連法令の遵守を要求するものとする。

モバイル決済パートナーは、本第 7.2.3 項「禁止販売要件」に規定されたカテゴリー及び関連法令に基づいて、違法又は禁止されている商品又はサービスを伴う本取引を監視し、これに対する必要なリスク管理措置を講じなければならない。

パートナーは、関連法令上認められる範囲で、禁止又は違法されている商品又はサービスを伴う本支払の請求又は本取引を Alipay+ Core オペレーターに速やかに通知しなければならない。

7.2.3.2 禁止販売インシデントに関する不遵守に対する課徴金

Alipay+ Core オペレーターが、本第 7.2.3.1 号「禁止販売に関する一般原則」に規定されたカテゴリーに属する商品若しくはサービス、又はその他に関連加盟店若しくは利用者が拠点とする法域において違法若しくは禁止されている商品又はサービスを伴う本取引（以下「禁止販売」という。）を特定した場合、Alipay+ Core オペレーターは、関連アクワイアリングパートナーとともに

Alipay+ Core 規則：主規則

に、第 8.1 条「調査」に従って本調査プロセスを開始する。禁止販売が確認された各本調査につき、アクワイアリングパートナーは、禁止販売に関与した加盟店 1 店につき最大 2,000 米ドルの課徴金が課されるものとする。当該課徴金は、Alipay+ Core オペレーターが第 8.2 条「是正」に基づく是正を要求する権利、又は第 8.3 条「リスク管理措置」に基づくリスク管理措置を講じる権利に追加されるものである。

7.3 プライバシー及び個人データの保護

7.3.1 個人データの開示及び使用

関連法令により認められる範囲で、Alipay+ Core オペレーター、Alipay+ Core オペレーターの関連会社及び各パートナーは、以下に掲げる開示及び使用（以下「許可された開示及び使用」という。）に関連して合理的に必要となる個人データの処理、使用及び/又は開示を認められるものとする。

開示及び使用
<i>Alipay+ Core オペレーター、Alipay+ Core オペレーターの関連会社及び各パートナーに適用される目的</i>
<ul style="list-style-type: none">● 関連法令又はスキーム要件を遵守するため● 参加文書に定められた制限に従って、参加文書に基づく権利及び義務を行使及び履行するため、参加文書の遵守を管理するため、本サービスを提供若しくは受領するため、AML 若しくは詐欺リスクを管理するため、紛争を解決するため又は他のパートナーによるパートナープロダクト等の提供を促進するため● 法的請求権の確立、行使若しくは防御のため、法的手続のため、又はコンプライアンス、規制及び調査のため
<i>Alipay+ Core オペレーター及びAlipay+ Core オペレーターの関連会社に適用される目的</i>
<ul style="list-style-type: none">● マーケティング及び広告の目的● Alipay+ Core オペレーター又はその関連会社の事業に影響を与える可能性のある業界の動向及びその他の要因を把握するための調査、統計分析、分析、事業計画及びビジネスインテリジェンスの目的● 事業を運営、評価及び管理する目的● Alipay+ Core オペレーター若しくはその関連会社によって又はこれらを通じて、提供される商品及びサービスの開発及び改善の目的

疑義を避けるために付言すると、Alipay+ Core オペレーター及びその各関連会社には、本第 7.3.1 項「個人データの開示及び使用」の上記の開示及び使用に関連して相互に個人データを開示することが認められている。

7.3.2 プライバシー法令の遵守に関する要件

第 7.3.1 項「個人データの開示及び使用」により認められた本規則に基づく個人データの収集、取扱い、保存、処理、使用又は開示を行う際、パートナーは、以下の事由を行うものとする。

- プライバシー法令に関する苦情又は調査があった場合には、速やかに Alipay+ Core オペレーターに通知し、当該苦情又は調査の解決において Alipay+ Core オペレーターに合理的に協力しなければならない。
- Alipay+ Core オペレーター又はその関連会社がプライバシー法令に違反する可能性のある行為を行わない、又は、不作為を生じさせないようにしなければならない。
- （参加文書に基づく Alipay+ Core オペレーターの権利の譲渡の場合を含め）Alipay+ Core オペレーター又はその関連会社によるプライバシー法令の遵守を促進するために、Alipay+ Core オペレーターが合理的に要求する措置を講じなければならない。

7.3.3 プライバシーに関する承諾及び開示

パートナーは、以下の事由を行うものとする。

- (a) 関連法令に基づいて又はその他に関連法令を遵守するために及び Alipay+ Core オペレーター又はその関連会社が個人データを適法に処理するために必要となる全ての同意又は承認、並びに Alipay+ Core オペレーター又はその関連会社が随時データ主体に要求する追加の又は特定の承諾を得なければならない。
- (b) 関連法令を遵守するために必要となる全ての開示をデータ主体に行い、又は、当該開示が行われるようにしなければならない。Alipay+ Core オペレーター又はその関連会社又は他のパートナーによる個人データの処理及びこれらに対する個人データの開示（等）に関して、Alipay+ Core オペレーター又はその関連会社がデータ主体への提供を求める追加又は特定の開示を随時行わなければならない。
- (c) 上記の要件に関連する全ての同意、承認又は開示（全ての関連法令に従って要求されるものを含む。）の記録を維持し、Alipay+ Core オペレーターの要求に応じて、当該記録を Alipay+ Core オペレーター又はその関連会社に提供しなければならない。

7.4 サイバーセキュリティ

7.4.1 一般要件

パートナーは、全ての関連法令及び業界標準（例えば、PCI DSS）に従ってセキュリティ対策を維持するものとし、間接的アライアリングパートナー及び加盟店（もしあれば）に当該セキュリティ対策を維持させるものとする。

7.4.2 アプリケーションセキュリティ

パートナーは、適切なシステム及びネットワークのセキュリティ管理を展開し、少なくとも年 1 回、本番環境への展開前に前に脆弱性スキャン及び侵入テストを実施し、適時に脆弱性を修正するものとする。

7.4.3 データセキュリティ

パートナーは、以下の事由を行うものとする。本番データが開発及びテスト環境で使用されないようにしなければならない。

- (a) 公衆ネットワークでの送信中はデータを暗号化しなければならない。
- (b) 要配慮データのアクセス及び外部当事者への送信を検知及び制限するプロセスを実施しなければならない。
- (c) 要配慮データ及び重要な業務データの保管を暗号化しなければならない。
- (d) 要配慮データの暗号化に使用されるキーが開示及び誤用されないようにする手続を実施しなければならない。
- (e) 要配慮データを表示する際にマスキングしなければならない。
- (f) 暗号化強度を、強力な暗号化及びセキュリティプロトコルに関する業界標準並びに関連法令に準拠したものに行なければならない。

7.4.4 第三者の管理

パートナーは、第三者にアクセス可能となっている、又は第三者によって保有される要配慮データのセキュリティを確保するために設計された書面による方針及び手続を実施し、当該第三者のサイバーセキュリティ慣行の適切性を評価するためにデューデリジェンス及び継続的監視を行わなければならない。

7.4.5 Alipay+ Core プラットフォームのセキュリティ

各パートナーは、以下の事由を行うものとする。

Alipay+ Core 規則：主規則

- (a) Alipay+ Core を通じて通信を認証し、本支払及び返金を承認するために使用される情報及び手続の機密性、可用性及び完全性を保護しなければならず、Alipay+ Core に有害なコードを導入し又は導入させず、Alipay+ Core を有害なコードにさらし又はさらさせてはならない。
- (b) Alipay+ Core 又はその構成要素（ソースコードを含む。）の修正、翻訳、逆光分析、逆コンパイル、分解又は再構成を行ったり、その他に Alipay+ Core のソフトウェア保護機構の破壊、回避、バイパス、除去、無効化又はその他の迂回を試みたりしてはならない。
- (c) データの誤用及び喪失を防止するため並びに Alipay+ Core 又は処理済みデータに対する不正又は違法アクセス及び処理済みデータの無権限又は違法な変更、破壊又は開示を防止するために、必要かつ合理的で適切な全ての措置を講じなければならない。

7.4.6 サイバーセキュリティインシデント対応及び報告

パートナーは、ネットワーク上の潜在的なサイバーセキュリティインシデントを監視及び検知するためにサイバーセキュリティインシデント対応計画を維持するものとする。サイバーセキュリティインシデントの発生を認識した場合には、パートナーは、Alipay+ Core オペレーターに 5 現地営業日以内に当該インシデントの検知、対応プロセス及び調査結果を報告し、サイバーセキュリティインシデント検知プロセスを継続的にテスト及び改善するものとする。

第 8 章：リスク評価

8.1 調査

Alipay+ Core オペレーターは、パートナーのリスクレベルに影響する事由及び状況を監視し、Alipay+ Core オペレーターがパートナーのリスクレベルの上昇の可能性又はパートナーによる第 1.3.3 項「パートナーリスク評価」又は「第 7 章：リスク管理要件」の不遵守の可能性があると判断した場合は、パートナーに対して本調査を行うことができる。かかる場合、Alipay+ Core オペレーターは、指定期間内に（関連法令の遵守を条件として）関連情報及び文書を提供するようパートナーに要求することができる。

8.2 是正

Alipay+ Core オペレーターが、パートナーによる本規則（第 1.3.3 項「パートナーリスク評価」及び「第 7 章：リスク管理要件」を含む。）の不遵守又はパートナーのリスクレベルの上昇を（本調査等に基づいて）確認した場合、Alipay+ Core オペレーターは、パートナーに（Alipay+ Core オペレーターから通知された期間内に是正計画を提出すること、当該是正計画を実施し、Alipay+ Core オペレーターに実施状況を合理的に知らせること等による）是正を要求することができる。パートナーが Alipay+ Core オペレーターに対し適時に是正を実施したこと又はその他に適切にリスクを軽減したことを証明することができない場合、Alipay+ Core オペレーターは、第 8.3 条「リスク管理措置」に基づくリスク管理措置を講じることができる。

パートナーは、政府行為に関連して政府機関に是正計画を提出する場合、（関連法令において認められているときは）速やかに Alipay+ Core オペレーターに当該是正計画の写しを提出し、Alipay+ Core オペレーターに当該実施状況を合理的に報告するものとする。

8.3 リスク管理措置

Alipay+ Core オペレーターに本第 8.3 条「リスク管理措置」に基づく措置を講じる権利が発生する第 3.4.3 項「技術的要件の不充足」、第 6.2.2 項「アクワイアリングパートナーの対応義務」若しくは第 8.2 条「是正」に規定された状況においては又は Alipay+ Core に関連してパートナーのリスクレベルに重大かつ不利な変化があった場合は、Alipay+ Core オペレーターは、（Alipay+ Core オペレーターが参加文書に基づいて有するその他の権利を制限されることなく）以下のいずれかのリスク管理措置を講じることができる。

- (a) 取引日に Alipay+ Core によって処理される本支払いの数量に上限を設定すること
- (b) 本サービス（の全部又は一部）の提供を停止すること

(c) 解除通知を交付すること

Alipay+ Core オペレーターは、トリガー事由の性質及び重大性並びにパートナーが実施した是正措置等の関連要素のリスク評価に基づいて、上記の措置のいずれを講じるかを決定するものとする。Alipay+ Core オペレーターは、自らが本第 8.3 条「リスク管理措置」に従って講じることを決定した措置及び当該措置の理由をパートナーに通知するものとする。

関連法令の遵守を条件として、Alipay+ Core オペレーターが適切と判断する場合、Alipay+ Core オペレーターは、Alipay+ Core オペレーターが措置を取り消せるように又は措置を再び講じなくて済むように、パートナーが追加の情報又は文書を提出できるかをパートナーに通知することができる。Alipay+ Core オペレーターは、本サービスを停止し、又は本支払の数量上限を設定する場合、その裁量で本サービスの提供を再開し、又は当該上限を解除することができ、また、条件付きで再開又は上限解除をすることができる。

8.4 監査権

Alipay+ Core オペレーターは、パートナーによる Alipay+ Core 又は本サービスの利用に関連して、Alipay+ Core オペレーター又はその関連会社に関連法令又は政府機関の要件を遵守するために必要となる場合、パートナーの監査を行う権利を留保する。Alipay+ Core オペレーターは、関連パートナーに対し、監査の理由及び範囲を明記した合理的な事前通知を交付する。パートナーは（関連法令及び自らを拘束する秘密保持義務の遵守を条件として）監査に協力するものとするが、監査の範囲は当該目的に合理的に関連する範囲とする。

第 9 章：ブランディング及び広報

9.1 一般

9.1.1 広報

9.1.1.1 開示

Alipay+ Core オペレーターは、パートナーの事前承諾なく、パートナーを Alipay+ Core の提携先として特定すること及び Alipay+ Core 又は本サービスに関する集計データを（当該データがパートナー固有のものでない場合）開示することができるが、その他の場合はパートナーに関するプレスリリース又は公表を行う前にパートナーの同意を得るものとする。

9.1.1.2 Alipay+ Core オペレーターの同意

本規則に別途明示的に認められている場合を除き、パートナーは、Alipay+ Core オペレーターの書面による事前の承諾なく、Alipay+ Core オペレーター、本サービス、Alipay+ Core 又は Alipay+ Core オペレーターとの取引関係（本取引の数量又は金額、コリドーパフォーマンス、事業成長又は計画を含む。）に関するプレスリリース又は公表を行ったり、その他に当該情報を公開したりしないものとし、間接的アクワイアリングパートナー（もしあれば）、加盟店（もしあれば）及び代表者にこれらを行わせてはならないものとする。

9.1.1.3 中止

Alipay+ Core オペレーターは、Alipay+ Core オペレーター、その関連会社又はパートナーの Alipay+ Core オペレーター若しくは Alipay+ ブランドマークとの関連性に言及する資料のうち、Alipay+ Core オペレーター、Alipay+ ブランドマーク、Alipay+ Core オペレーターの事業上のレピュテーションに悪影響を及ぼす可能性があり、又は Alipay+ Core オペレーターの関連営業権又は Alipay+ ブランドマークの悪用となる可能性がある Alipay+ Core オペレーターが合理的に判断したものについては、その発行又は頒布の即時中止を要求することができる。Alipay+ Core オペレーターの要求に応じて、パートナーは、Alipay+ Core オペレーターの満足する程度に当該資料を変更又は撤回するためのあらゆる合理的な措置が講じられるようにしなければならない。間接的アクワイアリングパートナー（もしあれば）及び加盟店（もしあれば）に当該措置を講じさせなければならない。

9.1.2 ブランディング

Alipay+ Core オペレーター又はその関連会社は、Alipay+ ブランドマークの独占的な所有者である。

Alipay+ Core 規則：主規則

パートナーは以下の事項を行うものとし、間接的アクワイアリングパートナー（もしあれば）及び加盟店（もしあれば）に、以下の事項を行わせるものとする。

- (a) Alipay+ ブランドガイドラインに従って Alipay+ ブランドマークを使用すること
- (b) Alipay+ ブランドマークが記載、使用又は言及されている全ての資料（画像、音声又はその他の媒体を通じたものを含む。）において、自らの身元を十分に明らかにすること
- (c) パートナープロダクト等ではない製品又はサービスを宣伝又は表示するために Alipay+ ブランドマークを使用しないこと

9.2 アクワイアリングパートナー

9.2.1 アクワイアリングパートナーのブランド表示要件

アクワイアリングパートナーは、加盟店に以下のとおりアクセプタンスマークを表示させるものとする。

- (a) 店舗型加盟店の場合、モバイル決済パートナープロダクト等を受け入れていることを示すために売り場を含む加盟店実店舗に目立つようにアクセプタンスマークを表示する。
- (b) オンラインストアの場合、モバイル決済パートナープロダクト等を受け入れていることを示すために当該チェックアウトページ（自動引落プロダクトの場合は契約有効化ページ）においてアクセプタンスマークを表示し、Alipay+ Core を通じて本支払が処理されたことを示すために支払結果ページにアクセプタンスマークを表示する。

アクワイアリングパートナーは、加盟店に以下のとおり Alipay+ ブランドマークを表示させるものとする。

- (a) モバイル決済パートナーの商標又は他のブランド識別子を表示する場合
- (b) 加盟店が同様の状況で受け入れている他の支払方法の商標又はブランド識別子を表示しているものと少なくとも同程度に目立つ形で

9.2.2 間接的アクワイアリングパートナー又は加盟店の行為による違反

アクワイアリングパートナーが加盟店又は間接的アクワイアリングパートナー（もしあれば）の作為又は不作為の結果として本「第 9 章：ブランディング及び広報」の違反又は違反のおそれを認識した場合、アクワイアリングパートナーは、速やかに Alipay+ Core オペレーターに通知し、Alipay+ Core オペレーターから指図された場合には、関連パートナープロダクト等に適用される条件に基づいて、当該違反の治癒又は対処を行うために特定履行、差止命令による救済又はその他の救済（適切なもの）を追求しなければならない。Alipay+ Core オペレーターは、本第 9.2.2 項「間接的アクワイアリングパートナー又は加盟店の行為による違反」に基づいて、Alipay+ Core オペレーターの権利を行使する際に発生した合理的な弁護士費用につき、アクワイアリングパートナーを補償するものとする。

9.3 モバイル決済パートナーのブランド表示要件

モバイル決済パートナーは、Alipay+ Core を通じて本支払が処理され、又は処理されたことを示すために、決済成功ページを含む決済フロー上のそのモバイル決済パートナープロダクト等のユーザーインターフェースの各ページに Alipay+ ブランドガイドラインに従って Alipay+ ブランドマークを表示するものとする。

第 10 章：知的財産権

10.1 一般

Alipay+ Core オペレーター及び各パートナーは、自らが第 10.2 条「Alipay+ Core オペレーターによる使用許諾の付与」及び第 10.3 条「パートナーによる使用許諾の付与」に基づいて付与し、又は付与する予定の使用許諾を付与する権利を有することを保証する。Alipay+ Core オペレーター及びパートナーのいずれも、自らの知的財産権に関してその他のいかなる保証又は表明も行わない。全ての黙示的な保証は、本規則により、関連法令により認められる最大の範囲で排除される。

Alipay+ Core 規則：主規則

10.2 Alipay+ Core オペレーターによる使用許諾の付与

Alipay+ Core オペレーター又はその関連会社は、全ての Alipay+ Core オペレーターの知的財産権を所有し、又は、十分なライセンスを有し、又は、今後取得する予定である。

パートナーによる参加文書の継続的な遵守を条件として、Alipay+ Core オペレーター及びその関連会社は、パートナーに対して、Alipay+ Core を使用又は促進するため及び本サービスを受領するために必要な範囲で、Alipay+ Core オペレーターの知的財産権を使用するための限定的、撤回可能、非独占的、譲渡不能、サブライセンス不能（ただし、アクワイアリングパートナーに対し付与された、間接的アクワイアリングパートナー及び加盟店に対して更にサブライセンスする限定的な権利を除く。）、かつロイヤルティ無償の使用許諾を付与する。Alipay+ Core オペレーター及びその関連会社は、自らが必要と判断した場合、本使用許諾の範囲の撤回又は変更を行う権利を留保する。

本第 10.2 条「Alipay+ Core オペレーターによる使用許諾の付与」に基づいて付与された使用許諾及びアクワイアリングパートナーによって付与されるサブライセンスは、承認された目的以外の目的のために使用されてはならず、Alipay+ Core オペレーターにとって不利益となる形で使用されてはならない。

10.3 パートナーによる使用許諾の付与

参加文書に基づく Alipay+ Core オペレーターの義務を履行し、利用者又は加盟店に対してパートナープロダクト等を提供することのみを目的として、各パートナーは、Alipay+ Core オペレーターに対し伝達されたパートナーの商標等の使用に関する指示又は指針に従って、パートナーの商標等（もしあれば）を使用するための、非独占的、譲渡不能、サブライセンス不能（本第 10.3 条「パートナーによる使用許諾の付与」に規程されたサブライセンスを除く。）、かつロイヤルティ無償の使用許諾を Alipay+ Core オペレーター及びその関連会社に付与する。Alipay+ Core オペレーターは、Alipay+ Core に参加し、又はこれを使用する加盟店が関連モバイル決済パートナーの商標等を使用できるように、限定的、撤回可能、非独占的、譲渡不能、サブライセンスをアクワイアリングパートナー又は更に間接的アクワイアリングパートナーに付与する。疑義を避けるために付言すると、アクワイアリングパートナー、間接的アクワイアリングパートナー及び加盟店は、モバイル決済パートナープロダクト等の受入れを示すためのアクセプタンスマークとして、Alipay+ブランドマークと共にモバイル決済パートナーの商標等を使用することのみができる。

10.3.1 相互矛盾

Alipay+ ブランドガイドラインとパートナーの商標等と Alipay+ブランドマークの併用に関するパートナーの指示又は指針との間に相互矛盾がある範囲で Alipay+ ブランドガイドラインを優先するものとする。

第 11 章：責任及び補償

11.1 責任及び補償

11.1.1 制限の対象となる補償

Alipay+ Core オペレーター及びパートナーはそれぞれ、本第 11.1 条「責任及び補償」に定められた各補償が第 11.2 条「責任制限及び責任免除」に定められた責任の免除及び制限を条件として与えられることに同意する。

11.1.2 パートナーによる補償

各パートナーは、契約期間中及び契約終了後も、以下のいずれかに起因又は関連する損失等につき、Alipay+ Core オペレーター並びにその代表者及びライセンサーを補償し、損害を与えないものとする。

- (a) パートナーによる参加文書のいずれかの規定の違反
- (b) モバイル決済パートナーの場合、(i)Alipay+ Core への参加、本取引、本支払、返金及び紛争並びに本サービスの提供に起因する請求若しくは債務、(ii)その代表者若しくは利用者により、又は起因する作為、不作為若しくは誤り、又は(iii)利用者によるモバイル決済パートナープロダクト等の使用

Alipay+ Core 規則：主規則

- (c) アクワイアリングパートナーの場合、(i)Alipay+ Core への参加、本取引、本支払、返金及び紛争並びに本サービスの提供に起因する請求若しくは債務、(ii)代表者、間接的アクワイアリングパートナー（もしあれば）若しくは加盟店により、又は起因する作為、不作為若しくは誤り、又は(iii)加盟店若しくは間接的アクワイアリングパートナー（もしあれば）によるパートナープロダクト等の使用
- (d) パートナー又はその代表者による関連法令の違反
- (e) パートナー又はその代表者、間接的アクワイアリングパートナー若しくは加盟店（該当する者）による不正行為、悪意の不実表示又は故意の違法行為
- (f) パートナー又はその代表者、間接的アクワイアリングパートナー若しくは加盟店（該当する者）による第三者の知的財産権の不正使用又は侵害

11.1.3 Alipay+ Core オペレーターに対する知的財産権の請求に関する補償

各パートナーは、契約期間中及び契約終了後も、「第10章：知的財産権」に基づいて Alipay+ Core オペレーターに対し付与された使用許諾に従った Alipay+ Core オペレーター若しくはその関連会社サブライセンサーによるパートナーの商標等の使用又は Alipay+ Core オペレーター若しくはその関連会社による Alipay+ Core オペレーター若しくは本サービスに関連してパートナーから提供された資料の使用（いずれも、参加文書の条件により要求され、かつ、当該条件に従った使用）が第三者の知的財産権の不正使用又は侵害である旨が法的手続において有効かつ成功裏に主張される当該第三者による請求につき、Alipay+ Core オペレーター及びその関連会社を補償し、損害を与えないものとする。

11.1.4 パートナーに対する知的財産権の請求に関する補償

Alipay+ Core オペレーターは、契約期間中及び契約終了後も、パートナー及びその関連会社による「第10章：知的財産権」に基づいて付与された使用許諾に従った Alipay+ Core オペレーターの知的財産権の使用又はパートナー及びその関連会社による Alipay+ Core 又は本サービスに関連して Alipay+ Core オペレーターから提供された資料の使用（いずれも、参加文書の条件により要求され、かつ、当該条件に従った使用）が第三者の知的財産権の不正使用又は侵害である旨が法的手続において有効かつ成功裏に主張される当該第三者による請求につき、各パートナー及びその関連会社を補償し、損害を与えないものとする。ただし、パートナー又はその関連会社（該当する方）に対する当該知的財産権の請求が、パートナーによる発効日後の参加文書の条件に従った明示的な権利又は義務の履行の直接的な結果としてのみ以外に発生しなかった範囲に限られることとする。

11.1.5 知的財産権の請求

第三者が知的財産権の請求を行う場合、又は補償者が知的財産権の請求の可能性が合理的にあり得ると判断した場合、本「第11章：責任及び補償」に基づく補償者の義務を制限することなく、補償者は、その裁量により、(a)知的財産権の請求の対象である関連資料を、その有用性、特徴及び性能を維持若しくは向上させつつ、関連使用許諾に基づく使用に侵害性がなくなるように修正若しくは交換すること、又は(b)関連使用許諾に従って関連資料を使用し続ける権利を被補償者のために取得することができる。

11.1.6 第三者請求に関する義務

被補償者は、第三者請求を認識した場合には、速やかに書面により補償者に通知する。当該通知の不交付により被補償者の補償の権利が損なわれることはないものとする。

補償者は、上記の通知の受領後 30 暦日以内に被補償者に書面通知を交付することにより、補償者の費用負担で第三者請求の防御を行うことを選択することができる。

補償者が、本第 11.1.6 項「第三者請求に関する義務」に従って第三者請求の防御を管理する場合について、以下のとおりとする。

- (a) 補償者は、(i)第三者請求に関する重要な進展を被補償者に合理的に知らせなければならない、(ii)第三者請求の防御又は和解交渉に関する被補償者の合理的な要求を誠実に検討しなければならない、(iii)第三者請求に関する和解の提案を申し出る、又は受け入れる前に被補償者の書面による事前の承諾を取得しなければならない。

Alipay+ Core 規則：主規則

(b) 被補償者は、補償者の費用負担で、当該請求の防御を行う際に合理的な支援を補償者に提供するものとする。

11.1.7 補償額の減額

本「第 11 章：責任及び補償」に基づく補償に従って被補償者が請求する金額は、関連損失等が被補償者の過失が直接の発生原因となった、又は直接寄与した程度に応じて、減額される。

11.2 責任制限及び責任免除

11.2.1 責任上限

参加文書に基づく（1名のパートナーに関する）Alipay+ Core オペレーターの責任の最大総額は、500,000 米ドルを超えないものとするが、当該責任上限は、(i)「第 4 章：清算及び決済」に基づく決済日に正味決済額を支払う Alipay+ Core オペレーターの責任、(ii)Alipay+ Core オペレーター若しくはその関連会社の不正行為、悪意の不実表示若しくは故意の違法行為に起因する責任、又は(iii)その他に関連法令上制限若しくは排除されない責任には適用されないものとする。

11.2.2 間接的な損失等に関する責任の不存在

Alipay+ Core オペレーター及びパートナーのいずれも、法律上又は衡平法上、逸失利益、事業の喪失、機会の喪失、営業権若しくはレピュテーションへの損害又はその他の間接的、付随的、特別、派生的、懲罰的、付随的若しくは戒告的損害賠償について、予見可能であったか否か、若しくはいずれかの事業体が当該損害賠償の可能性を知らされていたか否かにかかわらず、参加文書に基づき、いかなる責任も負わないものとする。疑義を避けるために付言すると、第三者請求に起因する損失等は、直接的な損失等とみなされる。

11.2.3 第三者に起因する損失等に関する責任の不存在

Alipay+ Core オペレーター及びパートナーのいずれも、第三者によって直接若しくは間接的に引き起こされた範囲の損失等（当該当事者の代表者、加盟店若しくは利用者（もしあれば）及び間接的アクワイアリングパートナー（もしあれば）に関する当該当事者の責任（もしあれば）を条件とし、かつ、第三者請求に関するものを除く。）、他方当事者若しくはその代表者によって明示的に許可された作為若しくは不作為又は Alipay+ Core オペレーター若しくはパートナー（該当する方）によって提供されていない製品（ハードウェアやソフトウェアを含む。）若しくはサービスについて、参加文書に基づく責任を負わないものとする。

11.2.4 パートナー間の責任の不存在

各パートナー（第一パートナー）は、他のパートナーが本規則に基づく当該他のパートナーによる義務の履行又は権利の享受に起因して、第一パートナーに対する直接的な契約上の又は契約によらない責任を負うことはないことを確認する。いかなるパートナーも、本規則に基づいて他のパートナーによって履行されるべき義務又は享受される権利に関連して、当該他のパートナーに対して手続を開始し、又は、他の法的救済を求めることはできないものとする。

Alipay+ Core オペレーターは、パートナーによる本第 11.2.4 項「パートナー間の責任の不存在」の違反に関連して、Alipay+ Core オペレーターが適切であると判断する措置（本規則において明示的に企図された措置であるか、又はその他に法律上 Alipay+ Core オペレーターが利用可能な措置であるかを問わない。）をパートナーに対して講じることができるが、その義務を負うものではない。

11.2.5 免責事項

第 3.4 条「技術的要件」に基づく Alipay+ Core オペレーター又はパートナーの権利及び義務を損なうことなく、Alipay+ Core オペレーターは、(i)Alipay+ Core 及び本サービスを「現状有姿」でパートナーに提供し、(ii)Alipay+ Core 又は本サービスが欠陥若しくはエラーを有しないこと又は遮断なく稼働することに関する明示的、黙示的又は法定のいかなる種類の保証、表明、約束又は条件（権原、正確性、品質、完全性、適時性、応答性、生産性、非侵害性、使用許諾の付与可能性、商品性及び特定目的適合性に関する黙示的な保証又は表明を含む。）も免除する。

Alipay+ Core オペレーターは、以下のいずれについても責任を負わないものとする。

Alipay+ Core 規則：主規則

- (a) Alipay+ Core を通じて又はその他の方法により支払済みの加盟店の商品又はサービスの品質、商品性、使用、引渡し又は引渡しの不存在に関連して生じる損失等
- (b) 本規則に規定されたものを除くパートナー又は第三者サービス提供者が Alipay+ Core 又は本サービスのアクセス又は使用のために必要とするデータリンク又は設備に関連する供給、開発、設置、実施若しくは保守又はこれらに関連する費用
- (c) (i) 第三者若しくはパートナーのソフトウェアアプリケーション、ウェブサイト若しくは他のインターフェース（パートナーのシステムを含む。）、(ii) パートナー若しくはその代表者が参加文書に反して本サービスにアクセスし、又はこれを使用すること、若しくはその他に参加文書に基づく自らの義務を遵守しないこと、又は(iii) 不可抗力事由によって、引き起こされ、又は寄与された範囲の Alipay+ Core 又は本サービスの遂行における欠陥、瑕疵又は劣化

第 12 章：停止及び終了

12.1 サービスの停止又は制限

第 8.3 条「リスク管理措置」に基づく Alipay+ Core オペレーターの一時的停止権及びその他の参加文書に基づく Alipay+ Core オペレーターのその他の一時的停止権に加え、Alipay+ Core オペレーターは、以下のいずれかの事由が発生した場合、パートナーに対する一つ又は複数の本サービス（の全部又は一部）の提供を一時的停止することができ、また、Alipay+ Core オペレーターが決定する期間はパートナーに対してその他に支払うべき金額を留保することができる。

- (a) パートナーが参加文書の条項に違反し、かつ、当該違反が Alipay+ Core オペレーターからの書面通知の受領後 30 暦日以内にパートナーによって是正されない場合（ただし、当該違反が是正不可能である、又はその他に自らを重大なリスクにさらすと Alipay+ Core オペレーターが判断した場合、Alipay+ Core オペレーターは直ちに本サービスを停止することができる。）
- (b) パートナープロダクト等又は本サービスに関連するパートナー又は間接的アクワイアリングパートナー（もしあれば）若しくは加盟店（もしあれば）による関連法令の重大な点に違反した場合
- (c) パートナーが、Alipay+ Core のデューディリジェンス要件を満たさなくなった場合
- (d) パートナーの Alipay+ Core への継続的参加又は本サービスの受領により、Alipay+ Core オペレーターが関連法令に違反することとなる、その他に Alipay+ Core の効率、運営又はセキュリティに重大な不利益が生じる、又は Alipay+ Core オペレーターに重大な悪影響が及ぶ可能性があるとして Alipay+ Core オペレーターが合理的に判断する場合

（以下、それぞれを**停止事由**という）

Alipay+ Core オペレーターは、本サービスの停止に関する通知を 30 暦日前までにパートナーに交付するが、Alipay+ Core が重大なリスクにさらされることを避けるために即時停止が必要であると Alipay+ Core オペレーターが判断する場合はこの限りではない。Alipay+ Core オペレーターは、サービス停止の理由を通知し、該当する場合には、Alipay+ Core オペレーターが停止を解除できるようにパートナーが追加の情報又は文書を提出することができるか否かをパートナーに通知する。

12.2 終了

12.2.1 終了事由

12.2.1.1 Alipay+ Core オペレーターによる解除

第 8.3 条「リスク管理措置」に基づく Alipay+ Core オペレーターの解除権及びその他の参加文書に基づく Alipay+ Core オペレーターのその他の解除権に加え、Alipay+ Core オペレーターは、以下のいずれかに該当する場合、パートナーに解除通知を交付することができる。

- (a) 停止事由が発生し、かつ、Alipay+ Core オペレーターからの書面通知の受領後 30 暦日以内にパートナーによって是正されない場合（ただし、停止事由が是正不可能である、又はその他に自らを重大なリスクにさらすと Alipay+ Core オペレーターが判断した場合には、Alipay+ Core オペレーターは直ちに解除することができる。）

Alipay+ Core 規則：主規則

- (b) パートナーに関して支払不能事由が発生する場合
- (c) パートナーに支配権の変更がある場合

12.2.1.2 パートナーによる解除

第 1.2.2.1 号「重要規則の変更」、第 3.4.3 項「技術的要件の不充足」に基づくパートナーの解除権及びその他の参加文書に基づくパートナーのその他の解除権に加え、パートナーは、以下のいずれかの場合、Alipay+ Core オペレーターに解除通知を交付することができる。

- (a) Alipay+ Core オペレーターが参加文書の条項に違反し、かつ、当該違反がパートナーからの書面通知の受領後 30 暦日以内に Alipay+ Core オペレーターによって是正されない場合
- (b) Alipay+ Core オペレーターが、パートナーに対する本サービスの提供に関連して関連法令の重大な点に違反する場合
- (c) Alipay+ Core オペレーターが、本サービスの提供に関連する自らの資産、業務又は事業の全部又は重要な一部を処分する場合
- (d) Alipay+ Core オペレーターに関して支払不能事由が発生する場合
- (e) 一つ又は複数の本サービスが、Alipay+ Core オペレーターによって停止され、連続する 6 か月間再開されない場合

12.2.2 解除通知

解除通知には、参加文書に従って参加契約の解除の根拠を記載しなければならない。解除通知には、解消期間の開始日も明記するものとする。

疑義を避けるために付言すると、解消期間の開始前は、Alipay+ Core オペレーター及びパートナーのいずれも、参加文書に基づく自らの全ての権利及び義務を遵守し続けなければならない。

12.2.3 解消期間

解消期間は、解除通知に明記された日から Alipay+ Core オペレーター及びパートナーが全ての紛争関連及び返金関連の権利及び義務が果たされたことを相互に確認する日までとする。

参加契約の終了及びパートナーの Alipay+ Core への参加の終了は、解消期間の満了をもって効力を有するものとする。

解消期間中、

- (a) Alipay+ Core オペレーターは Alipay+ Core を通じて本支払を処理する必要はないものとし、パートナーは Alipay+ Core を通じた処理のために本支払を提示してはならないが、「第 3 章：取引の処理」及び「第 6 章：紛争」に従って返金及び紛争の処理を続けなければならない、自らの本決済の義務を履行し続けなければならない。
- (b) アクワイアリングパートナー（該当する場合）は、Alipay+ Core オペレーターから使用許諾を受けた知的財産権の新たなサブライセンスを付与しないものとする。
- (c) Alipay+ Core オペレーター及びパートナーのいずれも、解消期間の開始後の本支払の提示及び処理に関連する自らの権利及び義務以外の参加文書に基づく自らの権利及び義務（返金及び紛争の処理に関連するものを含む。）を遵守し続けなければならない。

12.2.4 解除の結果

解消期間の満了（参加契約及びパートナーの Alipay+ Core への参加が有効に終了した時点）以降、

- (a) 参加文書に基づく Alipay+ Core オペレーター及びパートナーの全ての未発生 of 権利及び義務は発生しないものとする。
- (b) いずれの当事者も、本規則に基づいて使用許諾を受けた知的財産権を使用する権利を有しないものとし、自ら、自らの間接的アクワイアリングパートナー（もしあれば）、加盟店（もしあれば）若しくは代表者又はパートナーの権限に従って委託された、本サービス関連サービスを直接若しくは間接的に提供する者によって、それ以上当該知的財産権

Alipay+ Core 規則：主規則

が使用されないようにしなければならない（ただし、いずれの当事者も、記録保管のために Alipay+ ブランドマーク、アクセプタンスマーク、パートナーの商標等及び／又はモバイル決済パートナーの商標等（該当するもの）に関する当該使用許諾に基づく従前の使用を維持することを認められる。）。

- (c) パートナーは、パートナーに対し通知された Alipay+ Core の全てのセキュリティ基準、慣行及び方針に従って、Alipay+ Core とパートナーのシステムの間データリンクを解消期間の終了後 10 現地営業日以内に削除しなければならない。

12.2.5 影響を受けない発生済みの権利

解消期間の終了時の参加契約（及びパートナーの Alipay+ Core への参加）の終了により、解消期間の終了までに発生している参加文書に基づく各当事者の他方当事者に対する権利（支払を受ける権利を含む。）又は義務が消滅するものではなく、その他に影響を及ぼすものではない。参加文書に基づいて支払期限が到来し、支払わなければならない金額は、引き続き全額支払割れなければならないものとす。疑義を避けるために付言すると、解消期間の終了は、第三者に対するパートナーの発生済みの義務（利用者に返金額を支払う義務を含む。）に影響を及ぼさない。

12.2.6 存続

解釈上、解消期間の終了後の存続が意図されている本規則の条項の継続的運用を制限することなく、第 1.3.6 項「担保」、第 2.3.9 項「データの保持」、第 5.3 条「税金」、第 7.3 条「プライバシー及び個人データの保護」、第 10 章：知的財産権、11 章：責任及び補償並びに第 12 章：停止及び終了は、解消期間の終了後も存続する。

Alipay+ Core 規則：主規則

別紙 1 対応現地通貨

以下は、現在 Alipay+ Core が決済通貨として対応している現地通貨である。以下に記載されていない現地通貨に関する詳細は、Alipay+ Core オペレーターまでお問い合わせください。

番号	対応現地通貨
1	AED (アラブ首長国連邦ディルハム)
2	AUD (オーストラリアドル)
3	BRL (ブラジルリアル)
4	CAD (カナダドル)
5	CHF (スイスフラン)
6	CNY (中国人民幣元)
7	CZK (チェココルナ)
8	DKK (デンマーククローネ)
9	EUR (ユーロ)
10	GBP (英国ポンド)
11	HKD (香港ドル)
12	HUF (ハンガリーフォリント)
13	IDR (インドネシアルピア)
14	JPY (日本円)
15	KES (ケニアシリング)
16	MXN (メキシコペソ)
17	MYR (マレーシアリングット)
18	NOK (ノルウェークローネ)
19	NZD (ニュージーランドドル)
20	PHP (フィリピンペソ)
21	PLN (ポーランドズロチ)
22	QAR (カタールリヤル)
23	RUB (ロシアルーブル)
24	SAR (サウジアラビアリヤル)
25	SEK (スウェーデンクローナ)

Alipay+ Core 規則 : 主規則

26	SGD (シンガポールドル)
27	THB (タイバーツ)
28	TRY (トルコリラ)
29	USD (米国ドル)
30	VND (ベトナムドン)
31	ZAR (南アフリカランド)

Alipay+ Core 規則：主規則

別紙 2 Alipay+ Core 各種業務ガイド

業務ガイドには、パートナーが参加文書に基づいて本サービスにアクセスするための手続及び推奨される最良慣行が紹介されている。これらは、Alipay+ Core オペレーター及びパートナーが、標準化された信頼できる決済体験を確保するために運用する枠組みを提供するものである。

Alipay+ Core 各種業務ガイド
Alipay+ Core 業務ガイド-紛争
Alipay+ Core 業務ガイド-リスク監視及び評価
Alipay+ Core 業務ガイド-不正報告
Alipay+ Core 業務ガイド-AML 及び制裁
Alipay+ Core 業務ガイド-禁止販売管理
Alipay+ Core 業務ガイド-担保管理
Alipay+ Core 業務ガイド-サイバーセキュリティ
Alipay+ Core 業務ガイド-資金決済
Alipay+ Core 技術業務ガイド
Alipay+ Core 業務ガイド-アクワイアリングパートナーの加盟店登録

1 定義

参加文書において、大文字で始まる用語は下記の意味を有する。

A

ABC とは、ABC 法令の文脈上の贈収賄及び腐敗の防止をいう。

ABC 法令とは、贈収賄又は他の形の腐敗（詐欺及び脱税を含む。）を防止するための関連法令をいう。

アクセプタンスマークとは、Alipay+ブランドマーク及び（該当する場合）モバイル決済パートナープロダクト等を受け入れていることを示すために Alipay+ Core オペレーターが特定するモバイル決済パートナーの商標等をいう。

アクワイアリングパートナーとは、加盟店との間で加盟店契約を締結する場合、又は間接的アクワイアリングパートナーとの間で間接的参加契約を締結する場合、及び自らの加盟店のために直接又は間接的に本取引を処理する場合を含むアクワイアラ―又は支払処理者としての資格におけるパートナーをいう。

関連会社とは、ある者に関して、直接又は間接的に当該者を支配する、当該者に支配される、又は当該者と共通の支配下にある他者をいう。

Alipay+ブランドガイドラインとは、Alipay+ブランドマークの使用に適用される指針及び指示（Alipay+に明示され、かつ、随時更新される。）をいう。

Alipay+ブランドマークとは、Alipay+ Core の運営のために Alipay+ Core オペレーターへ使用許諾が付与されている標章（文言、名称、ロゴ、意匠、記号及び商標を含む。）をいう。

Alipay+コードスキャン決済基準とは、パートナー間の相互運用性を高めるために Alipay+が開発したバーコード（1次元）及びQRコード（2次元）スキャン決済基準の一式をいう。当該基準一式は、コード形式、ルーティング規則、取引処理規則、ユーザーエクスペリエンスデザイン指針、セキュリティ指針等で構成されている。

Alipay+ Core とは、Alipay+ Core オペレーター及びその関連会社がパートナーに電子的支払の処理、清算及び決済サービスを提供する各種システムをいう。

Alipay+ Core オペレーターとは、Alipay Connect Pte. Ltd.及び Alipay+ Core を運営するその全ての関連会社（これらの承継人及び譲受人を含む。）をいう。本規則で使用されている場合、Alipay+ Core オペレーターは、Alipay Connect Pte. Ltd.又は参加契約に別段の定めがある場合は該当するその関連会社を指す。

Alipay+ Core オペレーターの知的財産権とは、本サービスの提供のために使用される技術、インフラ、標示又はソースインジケータ、文書及び資料（ソースコード、Alipay+コードスキャン決済基準、支払コード、集金コード、コード発行者識別子、運用及び技術インフラ並びに Alipay+ブランドマークを含む。）に関する全ての知的財産権をいう。

Alipay+パートナーワークスペースとは、パートナーが本取引の状況を照会し、異議申立てをし、又は不正取引を報告することができる Alipay+ポータル上のオンラインプラットフォームをいう。

Alipay+ Core 決済プロダクトとは、Alipay+ Core オペレーターがパートナーに提供する 4種類の店内決済又はオンライン決済プロダクト（店舗内 UPM 決済、店舗内 MPM 決済、レジ決済及び自動引落）のいずれかをいう。

Alipay+ Core 規則リリースガイドとは、本規則の変更、変更理由並びにその効力発生日及び実施日が記載された本規則の更新に伴って Alipay+ Core オペレーターが発行するガイドをいう。

AML とは、AML 法令の文脈上のマネーロンダリング防止及びテロ対策をいう。

AML 法令とは、マネーロンダリング、テロ資金調達又は関連犯罪を阻止するための関連法令をいう。

Alipay+ Core 規則：主規則

AML 及び制裁プログラムとは、適用のある AML 法令及び制裁の全ての要件を満たしているマネーロンダリング及びテロ資金供与リスクの管理及び軽減に関する文書化された慣行及び業務手続をいう。

承認された目的とは、参加文書に定められた制限に従い、(i)パートナーに関しては、Alipay+ Core への参加を促進するために必要な目的をいい、及び(ii)Alipay+ Core オペレーターに関しては、本サービスの提供を促進するために必要な目的（参加文書に基づく権利行使及び義務履行、AML/詐欺リスクの管理、紛争解決又は他のパートナーによるパートナープロダクト等の提供の促進を含む。）をいう。

本承認とは、利用者がモバイル決済パートナーに利用者の支払口座から引落しを行い、加盟店に支払を行うことを承認するプロセスをいう。

自動引落とは、利用者が利用者アカウントを加盟店のサービスと紐付け、その後の本取引の自動支払を享受するために、自動引落契約を締結することとなる Alipay+ Core オペレーターが提供するオンライン決済プロダクトをいう。

B

基準通貨とは、米ドル又は人民元をいう。

営業地域とは、パートナーが自らのパートナープロダクト等を提供するために関連法令により求められる全ての必要な免許、許可、承認及び登録を受けている法域をいう。

C

レジ決済とは、加盟店が本取引の詳細の確認及び本支払の本承認をしてもらうために、モバイル決済パートナーの支払ページにリダイレクトすることとなる Alipay+ Core オペレーターが提供するオンライン決済プロダクトをいう。

本清算とは、本決済に先立ち、本支払及び返金の取引データ及び関連料金を送信、送金、集計及び相殺決済するプロセスをいう。清算結果は、データを含むが、実際に資金の交換又は送金が行われない清算ファイルにまとめられる。

清算周期とは、ある暦日の 00:00 UTC+8（同時刻を含む。）から翌暦日の 00:00 UTC+8（同時刻を含まない。）までをいう。

清算ファイルとは、パートナーが清算対象の本支払及び返金の相殺決済後に集約されたデータの詳細を確認できるように、関連清算周期に関して、毎日のカットオフ直後の暦日に Alipay+ Core が発行するファイルをいう。清算ファイルは、以下のファイルで構成される。

- (a) 取引詳細報告（清算周期中に清算された取引の取引明細が記載されたもの）
- (b) 取引概要報告（清算周期中に清算された取引の総額がまとめられたもの）
- (c) 手数料報告（清算周期中に清算された取引に係る手数料の総額がまとめられたもの）

担保とは、パートナーから Alipay+ Core オペレーター（若しくはその指定関連会社）に参加文書に基づくその支払義務の履行のための担保として提供されなければならない現金額又は文脈に応じて提供される担保の残高をいう。

集金コードとは、本支払を開始するために、利用者のデジタルウォレットに認識させるために加盟店から提示されるコードをいう。集金コードは、エントリーコード又はオーダーコードである場合がある。

一般営業日とは、Alipay+ Core オペレーター及びアクワイアリングパートナーに関して、(i)Alipay+ Core オペレーターの関連決済口座がある法域、中国（香港を含む。）及びニューヨークにおいて全ての銀行が一般銀行業務のために開業している日（当該法域における土曜日、日曜日又は一般公休日を除く。）であって、(ii)市場慣行によりアクワイアリングパートナーの決済通貨での決済が可能な日をいう。

秘密情報とは、口頭、書面又は他の形式によるその性質上又は開示状況上、秘密とみなされる可能性がある又は秘密とみなされることが合理的に期待され得る、非公開、専有又はその他に秘密の情報をいい、これには、参加文書の内容及び業績、事業計画、資本政策表、予算、財務諸表、原価、価格及びマーケティング計画、契約及びライセンス、従業員、顧客、サプライヤー、株主、提携先又は投資家のリスト、技術、ノウハウ、ビジネスプロセス、企業秘密及びビジネスモデル、メモ、スケッチ、

Alipay+ Core 規則：主規則

フローチャート、製法、設計図及びこれらの要素、ソースコード、オブジェクトコード、図示設計、ユーザーインターフェース及び他の知的財産権（顧客、サプライヤー又は他の第三者のものを含む。）（Alipay+ Core オペレーターの場合、Alipay+ Core オペレーターが提供するインターフェース技術、セキュリティプロトコル及び他のウェブサイト又は企業への証明書を含む。）が含まれる。

受領者が当該情報を開示者から単独で取得するか、又は部分的に取得するかにかかわらず、秘密情報には、(i)（受領者の不適切な作為若しくは不作為によらずに）公知であり、若しくは公知となる情報、(ii)開示者からの受領よりも前に受領者が保有し、若しくは知っていた情報、(iii)第三者から受領者に適法に開示され、誠実にかつ受領者や第三者に秘密保持義務のない状態で受領された情報、又は(iv)開示者の秘密情報へのアクセス権を有しない受領者の従業員によって当該秘密情報を使用することなく独自に開発された情報は含まれないものとする。

支配する（これと相関する意味の**支配される及び共通の支配下にある**を含む。）とは、以下のいずれかの権限の直接的又は間接的な保有をいう。

- (a) 議決権付きの有価証券、株式、資本持分又は同等の所有持分の 25%以上の保有に基づいて議決権を行使する権限
- (b) 取締役会の取締役（又は、取締役がない者の場合、同等の役職）の 25%以上を選任する権限
- (c) 契約又はその他により当該者の経営及び方針を指図し、又は指図させる権限

参加文書の目的上、Alipay+ Core オペレーター及びパートナーのいずれも、参加文書を締結したという理由だけで他方に支配されること又は他方と共通の支配下にあることはない。

銀行口座振替とは、パートナー又は Alipay+ Core オペレーター（該当する方）が他方当事者に指定された銀行口座に関連正味決済額を送金する決済方法をいう。

重要業務機能とは、支払や口座紐付けといった本支払のプロセスに関する重要な機能をいう。

越境取引とは、モバイル決済パートナーの該当営業地域が加盟店の所在する法域とは異なる場合の本取引をいう。モバイル決済パートナーの該当営業地域と加盟店の所在地がどちらも欧州経済領域にあるが同じ国にはない場合の本取引は、越境取引となる。

カットオフとは、2つの清算周期間の取引データの分離点（各暦日の 00:00 UTC+8）をいう。

サイバーセキュリティインシデントとは、成功したか失敗したかを問わず、パートナーのシステム又はパートナーのシステムに保存された情報に不正アクセスするかこれを混乱させ、又はこれを悪用する行為又は試み及び転送、保存又はその他に処理された個人データの偶発的又は違法な破壊、喪失、変更、無権限開示又はアクセスにつながる未遂又は実際のセキュリティ侵害をいう。

D

データリンクとは、パートナーによる本サービスの利用及びパートナーによるパートナープロダクト等の提供に関連するパートナーのシステムと Alipay+ Core との間のデータ及び通信接続をいう。

データ主体とは、個人データを収集される利用者及び加盟店、パートナーの役員、関連担当者、従業員及び他の人員並びに参加文書に基づいて企図されたとおりに収集又は使用される個人データに関係するその他の者をいう。

口座引落とは、銀行が提供する決済方法であり、Alipay+ Core オペレーターの指示に従って銀行がモバイル決済パートナー、Alipay+ Core オペレーター及び銀行の間に設けられた常設権限に基づき、モバイル決済パートナーの決済口座から関連正味決済額を引き落とすものをいう。

開示者とは、秘密情報を開示する者（その代表者を含む。）をいう。

解消期間とは、Alipay+ Core オペレーター及びパートナーが、解消期間の開始前に清算された本取引に関するそれぞれの義務を果たすための期間をいう。

Alipay+ Core 規則：主規則

紛争とは、本取引関連の紛争をいう。

国内取引とは、モバイル決済パートナーの該当営業地域が加盟店の所在する法域と同じ地域である場合の本取引をいう。モバイル決済パートナーの該当営業地域と加盟店の所在地がいずれも欧州経済領域にあるが同じ国にない場合の本取引は、国内取引とならない。

E

エスカレーションとは、Alipay+パートナーワークスペースを介して紛争を解決するために返金を求めて関連アクワイアリングパートナーに対してモバイル決済パートナーによって開始される手続をいう。

F

手数料とは、参加文書に基づいてパートナーから Alipay+ Core オペレーターに又は Alipay+ Core オペレーターからパートナーに支払われるべき手数料をいう。

不可抗力事由とは、以下のいずれかを含む、自然災害、力の作用又はある事業体、その関連会社若しくは代表者の合理的な支配を超えた原因をいう。

- (a) 火災、洪水、自然力又はその他の天災
- (b) 敵対行為、戦争、暴動若しくは騒擾の発生若しくは段階的拡大又はテロ行為
- (c) インターネット、コンピューター、通信若しくは電力の遮断又はその他の機器の故障
- (d) 労働争議（従業員の要求が、合理性のあるものか否か又は事業体の対応可能な範囲内であるか否かを問わない。）
- (e) 影響を受ける事業体（又はその関連会社若しくは代表者）が参加文書に基づく義務の履行を禁じられ、若しくは妨げられる政府機関の作為又は不作為（国内又は外国の裁判所又は法廷の命令、政府による規制、制裁、外国為替管理の制限等を含む。）
- (f) 事業体の合理的な管理を超えた類似の原因による第三者の不履行
- (g) エピデミック、パンデミック又は伝染病の発生

G

政府行為とは、以下のいずれかに重大な点で悪影響を及ぼし、又は及ぼす可能性のある政府機関による調査、命令又は手続をいう。

- (a) パートナーの業務又は財政状態
- (b) Alipay+ Core のデューデリジェンス要件を充足する、又はその他に参加文書に基づく自らの義務を遵守するパートナーの能力
- (c) Alipay+ Core オペレーター、その関連会社又は Alipay+ Core のパートナーのレピュテーション

政府機関とは、参加文書に企図された活動に関連する管轄権を有する政府、半政府、法定、行政、税務、財務又は司法組織、部局、委員会、当局、機関、裁判所、法廷、証券取引所又は他の者をいい、Alipay+ Core オペレーター又はパートナーの事業又は業務のいずれかの部分に関して適用法に基づく規制又は監督権限を有する法執行組織／機関及び組織を含む。

H

有害なコードとは、正当な目的にかなうことが意図されておらず、かつ、有害な、破壊的な又は無力化をもたらすものであり、又は情報、データ又はソフトウェアの盗取、改竄、サービス妨害、不正アクセス若しくは漏洩、破壊又は破損を幫助又は実現するものであるコンピューターウイルス又は他のコードをいう。

I

Alipay+ Core 規則：主規則

インシデントとは、Alipay+ Core のパートナープロダクト等又は Alipay+ Core の本サービス（該当する方）の提供に影響を及ぼし、又はその他にパートナー又は Alipay+ Core オペレーター（該当する方）による参加文書上の義務の履行をできなくするシステムのエラー、バグ、非互換性又は機能不全をいう。

被補償者とは、参加文書に基づいて請求に関する補償を求める権利を有する Alipay+ Core オペレーター又はパートナー（該当する方）をいう。

補償者とは、参加文書に基づいて請求に関して補償を求められる Alipay+ Core オペレーター又はパートナー（該当する方）をいう。

間接的アクワイアリングパートナーとは、アクワイアリングパートナーとの間で間接的参加契約を締結し、加盟店との間で加盟店契約を締結して、自らの加盟店にモバイル決済パートナープロダクト等を受け入れさせる者をいう。

間接的参加契約とは、アクワイアリングパートナーから間接的アクワイアリングパートナーに対しパートナープロダクト等を提供して、当該加盟店に本取引を受け付け又は提供させる内容のアクワイアリングパートナーと間接的アクワイアリングパートナーの間の契約をいう。

支払不能事由とは、ある者に関して、当該者が以下のいずれかに該当することをいう。

- (a) 60 暦日以内に却下されない解散申立ての対象となる
- (b) 財産管理下に置かれるか、清算又は仮清算に入る
- (c) 支払猶予、停止、自らに対して登録される判決又は自らの債権者若しくは債権者のクラスとの間の取り決め、譲渡、和解若しくは債務免除で、契約上の取決めに基づく自らによる義務の履行又は自らに対する権利の行使が妨げられ、かつ、30 暦日以内に却下されないものの対象となる
- (d) 業務を停止する
- (e) 抵当権者、その他の担保権者、担保管理人、財産保全管理人、財産保全管理人兼管財人、破産管財人（又は類似の公職）が、当該者の資産又は事業の全部又は重要な一部を占有又は管理下に置（き、その状態が 30 暦日以上続）き、又は処分する
- (f) 通常業務過程以外で自らの資産又は事業の全部又は重要な一部を処分する
- (g) 自らの債務の支払期限が到来しても当該債務を支払えず、又は適用法に基づいて支払不能であるとみなされ、若しくは債務超過となる
- (h) 上記(a)から(g)と実質的に同様の影響を及ぼす事態が、関連法令に基づいて当該事業体に関連して発生する

店舗内 MPM 決済とは、利用者が本支払の開始のために加盟店から提示される集金コードを認識するために、モバイル決済パートナーから提供されたアプリケーションを使用することとなる Alipay+ Core オペレーターが提供する店内決済プロダクトをいう。MPM とは、利用者がスキャンできるように加盟店がコードを表示する方式（加盟店提示方式）をいう。

店内決済とは、加盟店実店舗において対面で行われる本支払をいう。

店舗内 UPM 決済とは、加盟店が本支払の開始のために利用者の支払コードを認識することとなる Alipay+ Core オペレーターが提供する店内決済プロダクトをいう。UPM とは、加盟店がスキャンできるように利用者がコードを表示する方式（利用者提示方式）をいう。

インターパートナー手数料とは、各本支払に関してアクワイアリングパートナーから Alipay+ Core オペレーターに支払われる金額をいう。その後、当該金額は、Alipay+ Core オペレーターから当該本支払に関与している関連モバイル決済パートナーに引き渡される。

Alipay+ Core 規則：主規則

本調査とは、パートナーが関与している疑わしい活動若しくは取引又は潜在的なコンプライアンス違反に関して、全ての関連取引データ及び文書（Alipay+ Core オペレーターが要求する取引データ及び文書を含む。）を収集している当該パートナーにつき、疑わしい活動若しくは取引又は不遵守の有無を確認し、その結果を適時に Alipay+ Core オペレーターに報告することをいう。

知的財産権の請求とは、第 11.1.3 項「Alipay+ Core オペレーターに対する知的財産権の請求に関する補償」に記載されている Alipay+ Core オペレーターに対する請求又は第 11.1.4 項「パートナーに対する知的財産権の請求に関する補償」に記載されているパートナーに対する請求（該当する方）をいう。

知的財産権とは、著作権、コンピューターソフトウェア若しくはソースコードに関する権利、商標、サービスマーク、意匠、特許、企業秘密、半導体若しくは回路配置権、商号、屋号、ドメイン名、会社名、著作者人格権、秘密情報に関する権利、ノウハウ又は他の所有権的権利（これらの登録の有無を問わず、かつ、登録申請を含む。）を含むあらゆる種類の全ての工業所有権及び知的財産権並びに世界各地に存在するこれらのいずれかと同様の性質の又は同等若しくは同様の効果を有する全ての権利又は保護形態をいう。

K

KYC チェックとは、オンボーディングプロセスの一環として、また、AML 法令及び制裁に従って継続的に行われる「顧客を知る」ための事前精査及び確認並びに制裁審査をいう。

L

遅延支払額とは、以下のいずれかの場合において、決済日にモバイル決済パートナーが Alipay+ Core オペレーターに支払う義務を負っているにもかかわらず支払われなかった未払額の合計額をいう。

(a) 決済方法が銀行口座振替又は口座引落であって、決済日の受取人取引銀行の締切時間までにモバイル決済パートナーが Alipay+ Core オペレーターに対して負っている正味決済額の全額を Alipay+ Core オペレーターが受領しない場合

(b) 決済方法が事前入金であって、Alipay+ Core オペレーターが決済用の口座から資金を控除する時に決済口座の事前入金の残高を正味決済額が上回っている場合

(c) 参加文書に基づいてモバイル決済パートナーが Alipay+ Core オペレーターに対して負っているその他の金額を、その支払期限の到来時に、モバイル決済パートナーが Alipay+ Core オペレーターに支払わない場合

支払遅延手数料とは、モバイル決済パートナーがその本決済の義務を怠った場合に Alipay+ Core オペレーターが当該パートナーに請求できる手数料をいう。

提供開始日とは、特定のパートナーに関して、当該パートナーが本サービスの利用を通じて利用者又は加盟店（該当する方）に初めてパートナープロダクト等を広く提供する日をいう。

現地営業日とは、パートナーに関して、その営業地域の土曜日、日曜日又は一般公休日を除く当該営業地域で全ての銀行が一般銀行業務のために開業している日をいう。

現地通貨とは、以下のいずれかをいう。

(a) パートナーに関して、その関連営業地域の公式通貨

(b) 加盟店に関して、その所在法域の公式通貨

損失等とは、予想されるもの又は偶発的なもの及び金額が目下未確認又は確認不可能なものを含む、何らかの形で発生したあらゆる種類の全ての請求、損害、損失、負債、経費及び費用（弁護士費用（全額補償ベース）、違約金、罰金及び利息を含む。）をいう。

M

Alipay+ Core 規則：主規則

重要規則の変更とは、パートナーに関して、(i)当該パートナーに適用される関連法令において求められておらず、かつ、当該パートナーの経費を重大な点において増加させる当該パートナーによる強制的な技術又はシステムの実装を求めることとなり、又は(ii)当該パートナーに追加又は増加料金又は請求金額を課すこととなる本規則の変更をいう。

加盟店とは、アクワイアリングパートナー又は間接的アクワイアリングパートナー（該当する方）により獲得された利用者との本取引に従事する者をいう。

加盟店契約とは、加盟店のための取引の処理及び決済に関するアクワイアリングパートナー（又は間接的アクワイアリングパートナー、該当する方）と当該加盟店との間の契約をいう。

加盟店カテゴリーコード又は **MCC** とは、*Alipay+ MCC 基準*を参照して加盟店に関してアクワイアリングパートナー又は間接的アクワイアリングパートナー（該当する方）が発行する 4 桁の加盟店カテゴリーコードをいう。

加盟店表示名とは、利用者が加盟店を認識できるように加盟店が店舗、オンラインストア又は本取引が行われるその他の場所に表示する名称（加盟店の登録済みの正式名称ではない。）をいう。

加盟店 ID 又は **MID** とは、Alipay+ Core オペレーターが指定した加盟店 ID の割当方法に沿ってアクワイアリングパートナー又は間接的アクワイアリングパートナー（該当する方）から各加盟店に付与される固有の識別子をいう。

加盟店実店舗とは、加盟店が営む固定された営業所又は物理的な場所で、利用者に対して物品又はサービスが販売され、かつ、モバイル決済パートナープロダクト等が受け入れられている場所をいう。

モバイル決済パートナーとは、自らがモバイル決済パートナープロダクト等を利用者に発行し、利用者との間で利用者契約を締結し、又は利用者のために本取引を処理するペイメントサービス提供者としての資格におけるパートナーをいう。

モバイル決済パートナープロダクト等とは、利用者が本サービスの利用を通じて又は本サービスに依拠して加盟店への支払義務を果たせるようにモバイル決済パートナーが利用者に提供するパートナープロダクト等をいう。

N

正味貸方ポジションとは、正味決済額をパートナーが Alipay+ Core オペレーターから受領すべき場合をいう。

正味借方ポジションとは、正味決済額をパートナーが Alipay+ Core オペレーターに支払うべき場合をいう。

正味決済額とは、決済報告に記載される第 4.3.2.1 号「集計」に記載された計算プロセスによる決済通貨建ての正味金額をいう。

O

オンライン加盟店とは、オンラインストアを通じて販売する自らの物品又はサービスを作る加盟店をいう。加盟店が加盟店実店舗とオンラインストアの両方を営んでいる場合、当該加盟店は、オンラインストアで行われる本取引に関してのみオンライン加盟店として扱われるものとする。

オンライン決済とは、加盟店のオンラインストアを通じて開始される本支払をいう。

オンラインストアとは、加盟店若しくは（該当する場合）オンラインプラットフォームによって運営されているウェブサイト若しくはアプリケーション（若しくは同等物）又は加盟店若しくは間接的アクワイアリングパートナーによって運営されているマーケットプレイスで、物品又はサービスがインターネット又はその他の電子ネットワークで販売されているものをいう。

P

参加契約とは、Alipay+ Core オペレーターとパートナーの間で締結される Alipay+ Core 参加契約（その条項に従って随時修正又は訂正される。）をいう。

参加文書とは、パートナーに関して、本規則、参加契約及び参加文書と表現されることとなる Alipay+ Core に関連して Alipay+ Core オペレーター（又はその関連会社）とパートナーとの間で締結されるその他の契約をいう。

Alipay+ Core 規則：主規則

パートナーとは、Alipay+ Core オペレーターが参加契約を締結している事業体をいい、文脈に応じて、パートナーへの言及は、特定の参加文書に関連して、参加文書の一部を構成する関連参加契約においてそのように指名されているパートナーをいう。

パートナープロダクト等とは、パートナー（又は、アクワイアリングパートナーの場合、パートナーの間接的アクワイアリングパートナー（もしあれば））から一つ又は複数の本サービスを（直接又は間接的に）利用し、又は当該サービスに依拠する当該パートナーの利用者又は加盟店（該当する方）に発行、提供又は配布されるプロダクト又はサービスをいう。

パートナーのシステムとは、本サービスを利用するために Alipay+ Core とインターフェースで接続するためにパートナーが使用するハードウェア及びソフトウェアをいう。

本支払とは、Alipay+ Core を通じてルーティング、清算及び決済が行われる利用者から加盟店への本取引額の送金をいう。

支払口座とは、モバイル決済パートナー又は第三者サービス提供者が利用者に口座に資金を預け入れ、口座にある資金若しくはモバイル決済パートナー又は第三者サービス提供者が口座に提供するクレジット・ラインを用いて本支払を実行できるサービスを提供する利用者の口座をいう。当該口座には、例えば、電子マネー口座、デビットカード、クレジットカード又は銀行口座が含まれる。

支払取消とは、Alipay+ Core が提供する本サービスのうち、加盟店が元の本支払の請求を取り消すことができるものをいう。

支払コードとは、加盟店による認識及び本支払の請求の開始のために利用者が提示するコードをいう。

支払確認とは、本支払が無事に確認された旨のモバイル決済パートナーから Alipay+ Core への又は Alipay+ Core からアクワイアリングパートナーに対する確認メッセージをいう。本支払の請求に対する「成功」の返答、「成功」の支払状況通知又は支払状況照会に対する「成功」の返答が、これに該当し得る。

支払状況照会とは、Alipay+ Core が提供する本サービスのうち、アクワイアリングパートナーが支払状況について Alipay+ Core に問合せを行えるものをいう。

支払状況通知とは、本支払が成功裏に許可されたかを対応するアクワイアリングパートナーに通知するために Alipay+ Core を通じてモバイル決済パートナーが行う通知をいう。

ペイメントシステムとは、金融取引のルーティング、清算又は決済を行うための複数参加型システム（Alipay+ Core を除く。）又は他のペイメントスキーム（国内カードスキーム、即時送金システム及び高額又は少額支払・清算・決済システム並びに国際カードスキームといった現地のペイメントシステムを含む。）をいう。

PCI DSS とは、決済カード業界データセキュリティ基準をいう。

許可された開示及び使用とは、第 7.3.1 項 **個人データの開示及び使用**に定められた個人データの許可された開示及び使用をいう。

個人データとは、特定の又は特定可能な自然人（特定可能な自然人とは、特に、氏名、識別番号、位置データ、オンライン識別子といった識別情報又は当該自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的若しくは社会的個性に特有の一若しくは複数の要素を参照することにより直接又は間接的に特定される者をいう。）に関する情報並びに関連法令にプライバシー及びデータの保護に関する「個人データ」「個人情報」又は類似の用語として定義されているその他の情報をいう。

メンテナンス計画とは、Alipay+ Core に関連するパートナー又はパートナーに関連する Alipay+ Core（該当する方）の計画されたサービスの開始、サービスのアップグレード、システムのメンテナンス、インフラの調整又はその他の作業をいう。

マーケティング計画とは、パートナーが企画する販促イベントで、Alipay+ Core を通じて処理される本取引に関連するものをいう。

事前入金とは、モバイル決済パートナーが Alipay+ Core オペレーターから指定された銀行口座（参加文書の目的上、決済口座とみなされる。）に決済用の十分な資金を維持しておく決済方法をいう。

プライバシー法令とは、プライバシー及びデータの保護に関する関連法令（個人データの収集、保管、使用又は開示を規制するものを含む。）をいう。

R

受領者とは、秘密情報を受領する事業体（その代表者を含む。）をいう。

返金とは、アクワイアリングパートナーが開始した本支払の一部又は全部の返還をいう。

返金確認とは、返金が成功裏に処理されたことを確認する Alipay+ Core からアクワイアリングパートナー又はモバイル決済パートナーに送信されるメッセージをいう。

関連法令とは、パートナー又は Alipay+ Core オペレーター（該当する方）に関して、政府機関の法律、制定法、規則、規制、免許の条件、指示、条約、判決、命令、指針、決定、許可又は差止命令（判例法を含む。）をいい、当該パートナー又は Alipay+ Core オペレーター（該当する方）に適用される制裁、ABC 法令、AML 法令並びにデータ、プライバシー、信用、金融サービス、市場及び消費者保護に関する法律、規則及び規制を含む。

代表者とは、Alipay+ Core オペレーター又はパートナー（該当する方）に関して、当該者の関連会社並びに当該者及びその関連会社の従業員、取締役、役員、代理人（決済代理人を含む。）、監査人、アドバイザー、提携先、コンサルタント、合併事業、第三者サービス提供者（技術サービス提供者を含む。）、請負人若しくは下請人又はその他の者で、参加文書又は Alipay+ Core に関連して、当該当事者若しくはその関連会社の指図に応じて又は当該当事者若しくはその関連会社を代理して行為する者をいう。本規則に別段の定めがある場合を除き、パートナーに関して、当該パートナーの利用者、加盟店及び間接的アクワイアリングパートナーで、それぞれの資格において行為している者は、本目的上の代表者とはならない。

検索要求とは、モバイル決済パートナー又はその利用者が本取引に関して懸念がある時に Alipay+パートナーワークスペースを介して情報又は文書を求めるモバイル決済パートナーからの要求をいう。

本規則とは、

- (a) 各パートナーに関して、本 *Alipay+ Core 規則：主規則*（その全ての別紙を含む。）、
- (b) 欧州経済領域、スイス又は英国に所在するパートナー及び当該法域内で提供されているパートナープロダクト等の提供元であるパートナーに関して、*Alipay+ Core 規則：ヨーロッパの章*、
- (c) マレーシアを営業地域とするモバイル決済パートナーに関して及びこれに関係する越境取引のみに関して、*Alipay+ Core 規則：マレーシアの章*、並びに
- (d) パートナーの参加契約の日付が 2022 年 10 月 1 日以前の場合、*Alipay+ Core 規則：法律関係の章*（参加契約に別段の定めがある場合を除く。）をいい、

いずれも、Alipay+ Core オペレーターによって発行され、第 1.2.2 項「*本規則のリリース*」に従って随時 Alipay+ Core オペレーターによって修正又は置換される。

S

制裁対象とは、現在、制裁（米国財務省外国資産管理局が維持する特定国籍業者及び取引禁止業者リスト並びに類似のリストを含む。）の対象又は標的となっている個人又は主体をいう。これには、制裁対象によって 50%以上を所有又は管理されている主体も含まれる。

制裁とは、制裁当局によって管理、制定又は執行されている経済貿易制裁法及び関連規制、規則又は制限措置をいう。

制裁当局とは、外国資産管理局、米国財務省、国連安全保障理事会、欧州連合、英国財務省、中華人民共和国公安部、中華人民共和国商務部又は制裁の管理、制定及び執行を担当するその他の関連政府機関をいう。

スキーム要件とは、随時ペイメントシステムにより課される適用ある要件、指令及び規則をいう。

要配慮データとは、利用者のデータ及び許可プロセスに関する又は許可プロセスから得られたデータをいう。

サービス手数料とは、本支払のやり取りに関してパートナーから Alipay+ Core オペレーターに支払われる取引手数料の金額をいう。

Alipay+ Core 規則：主規則

本サービスとは、Alipay+ Core オペレーターによって随時補足又は修正される第 1.1 条「サービス」に定められたサービスをいう。

本決済とは、決済報告において各パートナーに関して正味決済額を計算して、関連当事者が決済周期中に清算された全ての本支払及び返金（及びその他の金額）に関して決済日に決済資金振込を完了するプロセスをいう。

決済口座とは、決済通貨に関して決済資金振込を行うために開設及び維持される銀行口座又は他の口座をいう。

決済代理人とは、Alipay+ Core オペレーターに対してモバイル決済パートナーを代理して Alipay+ Core を通じて処理された取引に関連する資金を決済するためにモバイル決済パートナーが従事させる機関をいう。

決済通貨とは、参加契約に規程されている Alipay+ Core オペレーター又はパートナー（該当する方）が本決済の義務を履行する通貨をいう。

決済周期とは、ある暦日の 00:00 UTC+8（同時刻を含む。）から翌暦日の 00:00 UTC+8（同時刻を含まない。）までの一日間をいうが、参加契約に別段の定めがある場合はこの限りではない。

決済日とは、参加契約に規定されている Alipay+ Core オペレーター又はパートナーが正味決済額を決済しなければならない日をいう。

決済為替レートとは、ある通貨ペアに関して、Alipay+ Core オペレーターが決定し、各決済報告において各パートナーに開示され、又はその他に随時 Alipay+ Core 又は Alipay+ Core オペレーターが維持する外国為替ポータルを介してパートナーに対する通知により Alipay+ Core オペレーターが発表する関連為替レートをいう。

決済ファイルには、清算ファイル及び決済報告が含まれる。

決済資金振込とは、決済報告に従ったある決済日におけるパートナーから Alipay+ Core オペレーター又は Alipay+ Core オペレーターからパートナー（該当する方）への正味決済額の振込をいう。

決済報告とは、決済日に Alipay+ Core が各モバイル決済パートナー及び各アクワイアリングパートナーのために作成する決済周期に関する報告をいう。

SFTP とは、安全なファイル転送プロトコルをいう。

SIAC とは、シンガポール国際仲裁センターをいう。

対応現地通貨とは、決済通貨として Alipay+ Core オペレーターが対応する現地通貨をいう。最新の本規則の発行日の時点の対応現地通貨リストは、別紙 1 対応現地通貨に明記されている。

停止事由とは、第 12.1 条「サービスの停止又は制限」に従って本サービスを停止する Alipay+ Core オペレーターの権利を発生させる特定の事由をいう。

システム可用性とは、ある月における Alipay+ Core オペレーター又はパートナー（該当する方）の通常業務の合計期間を計測するシステム性能指標をいう。

システム応答時間とは、有意義な利用者体験を支援するためにパートナーのシステムが Alipay+ Core とやり取りする又は Alipay+ Core がパートナーのシステムとやり取りする（該当する方）API 応答時間指標（ラウンドトリップタイム）をいう。

T

租税法令とは、租税（租税関連目的のための個人の特定を含む。）に関する関連法令をいう。

税金とは、税務当局によって徴収、賦課、査定又は回収されるあらゆる性質の全ての連邦、州、省、属領、郡、都市、地方若しくは外国の税金（売上税、使用税、免許税、消費税、物品・サービス税、付加価値税、印紙税若しくは資産移転税を含む。）、輸出税、輸入税、賦課金、査定額、関税、料金、課徴金又は源泉徴収額及びこれらに関連して課される全ての利息、過料、罰金又は他の追加額をいうが、関連事業体が設立されたか税務目的で居住している法域により課される純所得額に基づく税金を除く。

Alipay+ Core 規則：主規則

技術サービス提供者とは、Alipay+ Core を通じて処理される取引に関してパートナーに技術統合及び／又は取引処理サービスを提供するためにパートナーが従事させるサービス提供者をいう。

技術仕様書とは、パートナーが Alipay+ Core との接続を確立し、本サービスをパートナーのシステムと統合できるように Alipay+ Core オペレーターが発行する技術文書をいう。

解除通知とは、参加文書に従って Alipay+ Core オペレーター又はパートナーが交付する書面による解除の通知をいう。

第三者請求とは、被補償者が本規則に基づく補償を求めることができる第三者の請求をいう。

商標等には、登録済み及び未登録の商標及びサービスマーク並びにこれらそれぞれの全ての変更、修正又は改良（パートナーの参加契約の効力発生日の前に創出されたか後に創出されたかを問わない。）が含まれる。

本取引とは、本支払が発生する物品又はサービスに関する加盟店と利用者との間の取引をいう。

取引通貨とは、加盟店と利用者が本取引を行う通貨をいう。

取引日とは、本取引が発生する清算周期をいう。

U

不正取引とは、利用者アカウントに関して発生する詐欺的な本取引又は利用者の許可のないその他の本取引をいう。

利用者とは、モバイル決済パートナーとの間で利用者契約を締結し、モバイル決済パートナーからパートナープロダクト等取得する個人をいう。

利用者アカウントとは、(i)モバイル決済パートナーでの利用者の認証情報及び登録情報、並びに(ii)該当する場合、一つ又は複数の関連支払口座からなる当該利用者のアカウント又はユーザープロフィールをいう。

利用者契約とは、利用者のためのペイメントサービス（処理及び決済を含む。）の提供に関するモバイル決済パートナーと当該利用者との間の契約をいう。

利用者支払通貨とは、モバイル決済パートナーの利用者が自らの支払口座に資金を供給し、又はその他にモバイル決済パートナーに対して決済を行う通貨をいう。

UTCとは、協定世界時をいう。

2 解釈

本規則において、反対の意図が表明されている場合を除き、以下のとおりとする。

- (a) 参加文書における「含む」「例えば」「といった」又はこれらの単語の別の形若しくは類似の表現は、その他に含まれるものを制限するものではなく、「これ（ら）に限定されない」というフレーズが続いているものと解釈されなければならない。
- (b) Alipay+ Core オペレーターの「裁量」への言及は、その単独かつ絶対の裁量への言及であり、Alipay+ Core オペレーターの「決定」への言及は、その単独かつ絶対の裁量によるその決定への言及である。